平成28年度秋季展

武家と鳥―鷹狩・鳥構場―

「延宝年間金沢城下図」（090-598）
「鷹飼の秘書巻物」（090-1025-4-1）

平成28年9月27日（火）～11月27日（日）

金沢市立玉川図書館近世史料館

はじめに

江戸時代、鷹狩は将軍家・諸大名家の間でさかんに行われていました。将軍が鷹、及び鷹を用いて捕った獲物を下賜する行為や、諸大名がそれらを将軍へ献上する行為は、当時の権力関係そのものを示すものでした。また、江戸時代中期以降、加賀藩家臣の間では、「鳥構場（とりかまえば）」（小鳥を捕獲する場所）において、様々な小鳥を捕獲することが流行していました。

このように、鳥は武家の生活にとって身近なものでした。本展示では、それらの様相を古文書・絵図から紹介します。

1. 鷹を飼う

藩主は、複数の鷹を城下の鷹部屋で飼い、その管理を鷹匠に請け負わせました。また、鷹を飼うには、餌となる小鳥が必要でしたが、その確保は餌指役が担い、諸村で鳥を捕まえていました。ただ、それだけでは補いきれず、購入した鳥を与えることもあったようです。

(1) 村との関係

ここでは、鷹の餌となる小鳥捕獲の勤めを担っていた餌指役の村における行動、村内の諸鳥の様子を把握することや鷹狩の際の案内役を勤めとしていた鳥見役の任命など、鷹に関する事柄と村の関係をみていきます。

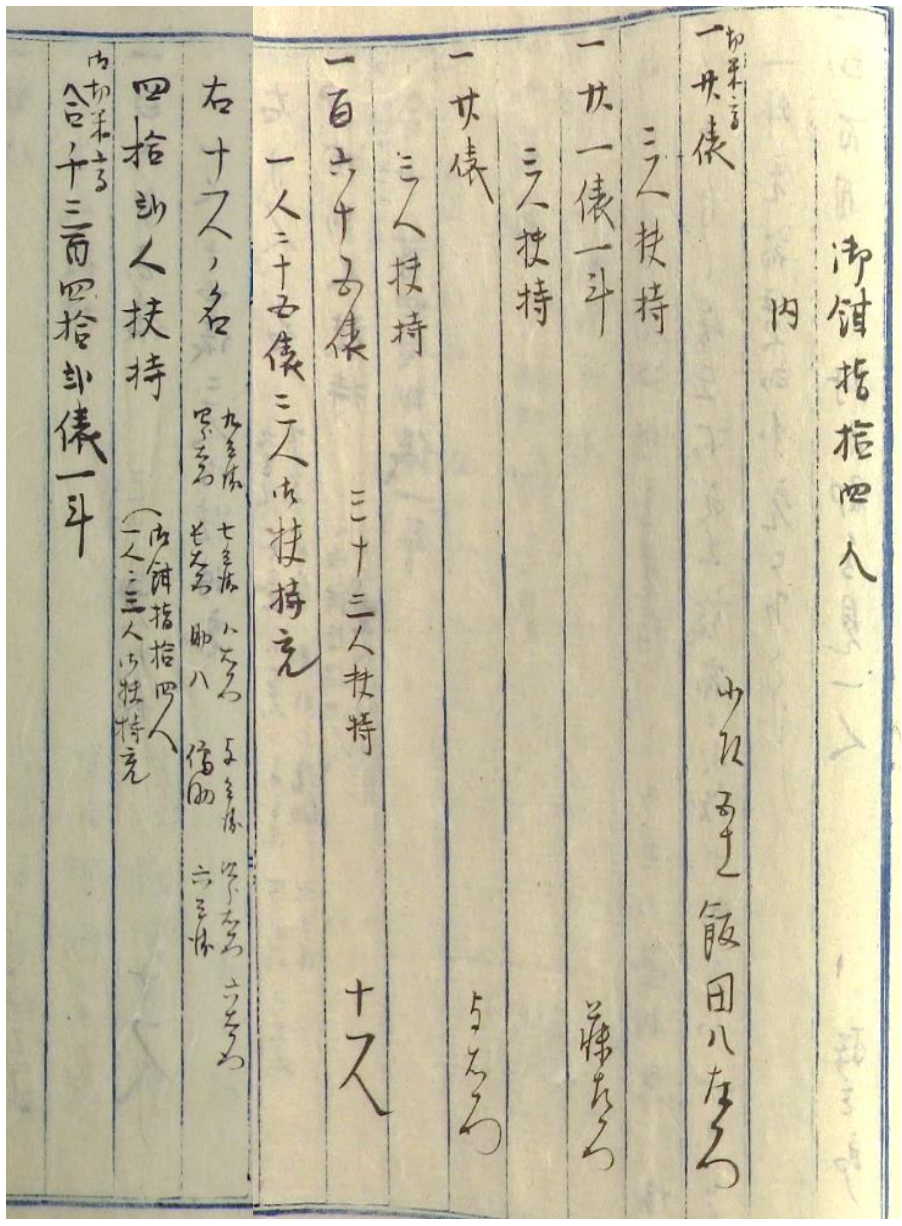

「鷹方覚書類」(16.15-119②)

（上）元禄8年（1695）当時の餌指役が書かれています。当時、餌指役は14人であったことがわかります。彼らには、扶持として15～20俵ほどが与えられていました。

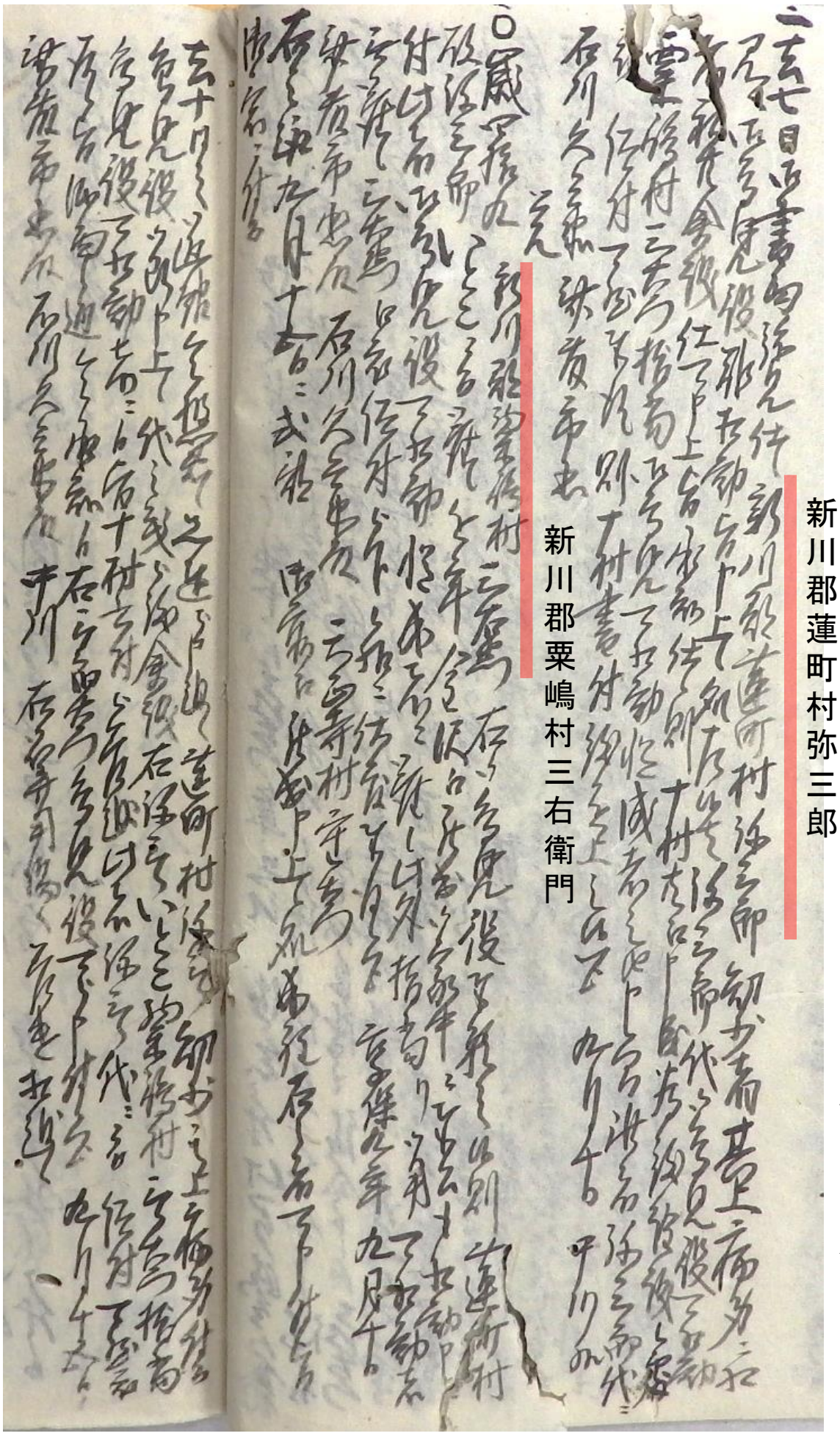

「御鷹方諸事控帳」(16.45-77③)

（左）村のなかには、藩から任命された鳥見役と呼ばれる者がいました。彼らの主な勤めは、村内の諸鳥の様子を把握することや鷹狩の際の案内役でした。この史料から、新川郡蓮町村の弥三郎が幼少や病気により、いとこの粟嶋村三右衛門が代わりに鳥見役を勤めるようになったことがわかります。なお、その任命にあたっては、十村（他藩の大庄屋）による詮議も行われていました。

稲二花付実入二相成候二付、来ル八月四日ゟ十月晦日迄石川・河北両
御郡御家中鷹野致遠慮候様仕度旨改作奉行申聞候条、
此段被仰渡候様仕度奉存候、以上
七月廿四日（天明六年）　生駒右膳
村井又兵衛様

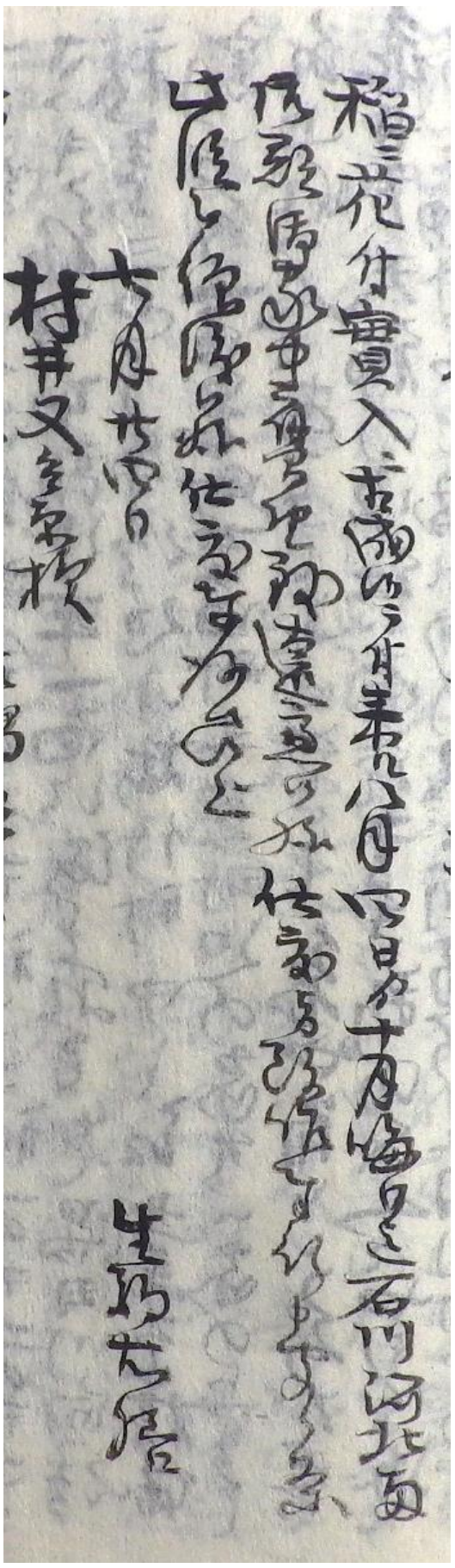

「政隣記」（16.28-11⑬）

生駒右膳（直敬、算用場奉行）が年寄村井又兵衛（長穹）へ稲が実りだす期間に家中の鷹狩を禁止するように命じることを依頼したもの。おそらく、鷹狩を行うことで田んぼが荒れるおそれがあったため、このような依頼をしたと考えられます。

「国事雑鈔」（16.28-77㉕）

御鷹匠・御鷹役御歩・御鷹役足軽・御餌指・御猟牽寄小者・御鳥見が村々において、「おこりたる仕形」「不備」のことがないよう、それぞれの頭支配等から申し渡すようにとあります。鷹狩に関係する者は、上でみたように村での横暴な行動が問題視されていたようです。なお、「御猟」とは、おそらく鷹狩に同行する犬のことで、「御猟牽寄小者」とは、犬を率いていた者のことであると考えられます。

村における餌指役の行動を定めたものの一部。鷹の餌となる小鳥を捕らえるため、葭・茅がある場所や畠に網を張り、葭・作物などを踏み荒らすことがあったようです。この定では、こうした餌指役の行動を禁止していることがわかります。

一、葭茅場・畠作場ニ網張候節、葭等并作物荒シ不申義者
常々申渡置候、尚更御餌指共江申渡候事

「御餌指一件留」（16.45-95）

御鷹匠・御鷹役御歩・同足軽・御餌指・御猟牽寄小者・御鳥見共ニ至迄、御郡方ニおゐておこりたる仕形并不備之義無之様ニ急度夫々頭支配等ゟ為申渡候

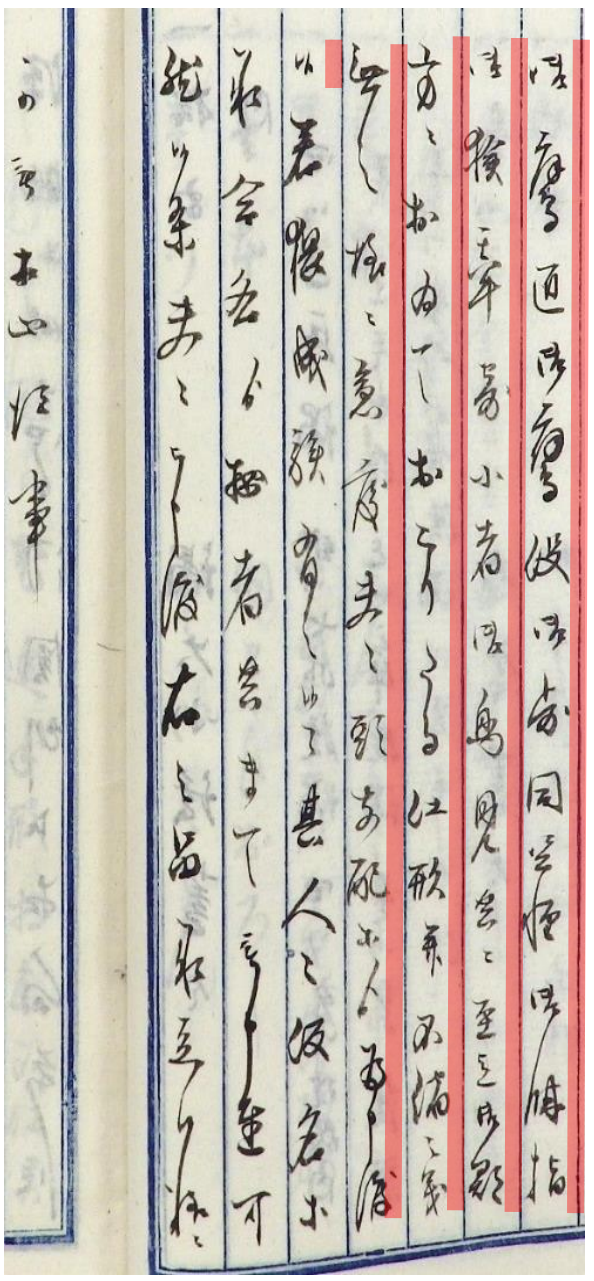

(2)鷹の所有と管理

ここでは、藩主の鷹を管理していた鷹匠、鷹を飼っていた場所である鷹部屋、家臣の鷹所持の規定などについてみていきます。

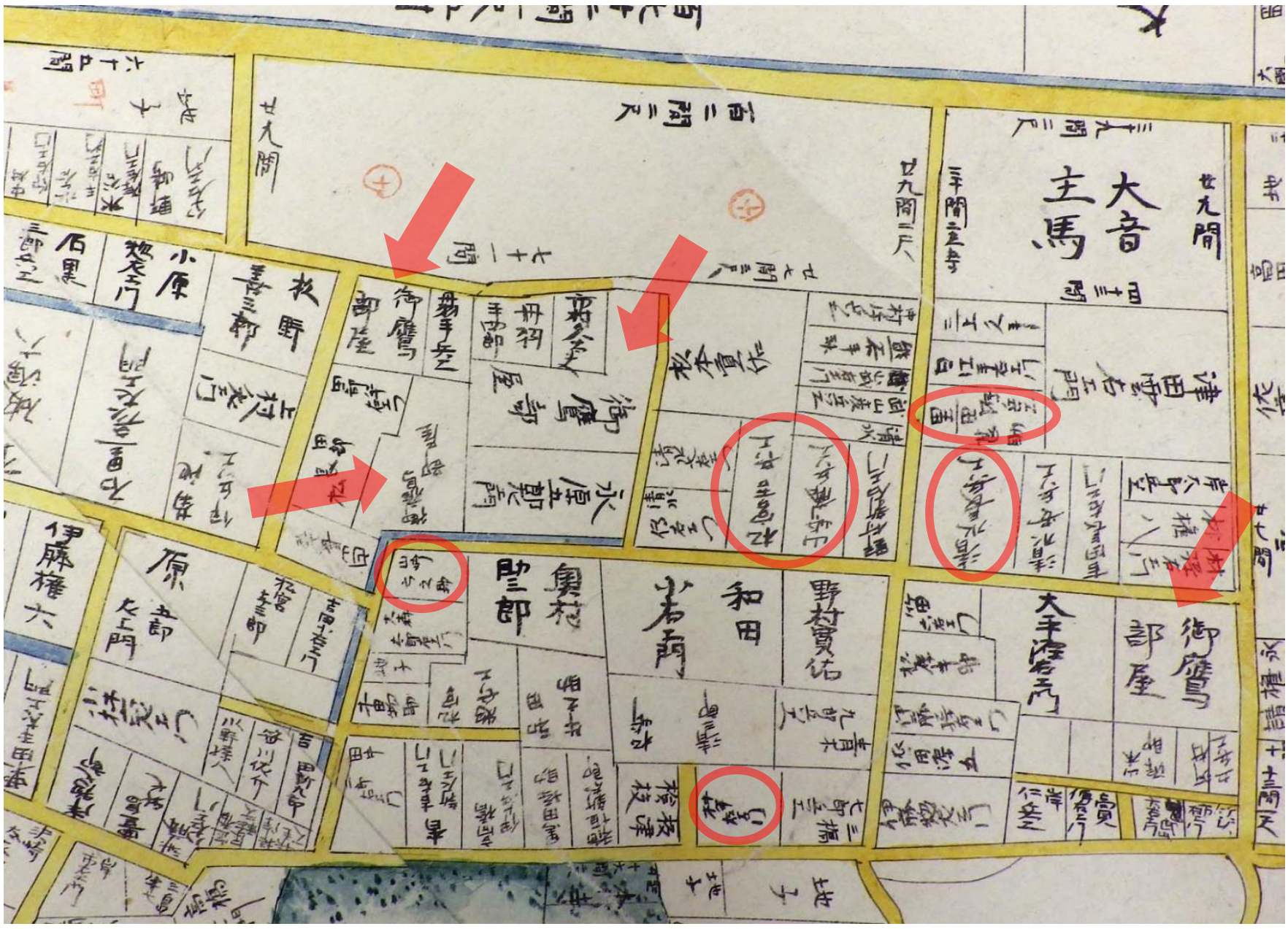

「延宝年間金沢城下図」(090-598)

この辺りは、鷹匠の屋敷（丸囲い）、鷹部屋（矢印）があったことから、鷹匠町と呼ばれていました（現在の石引2・4丁目辺り）。

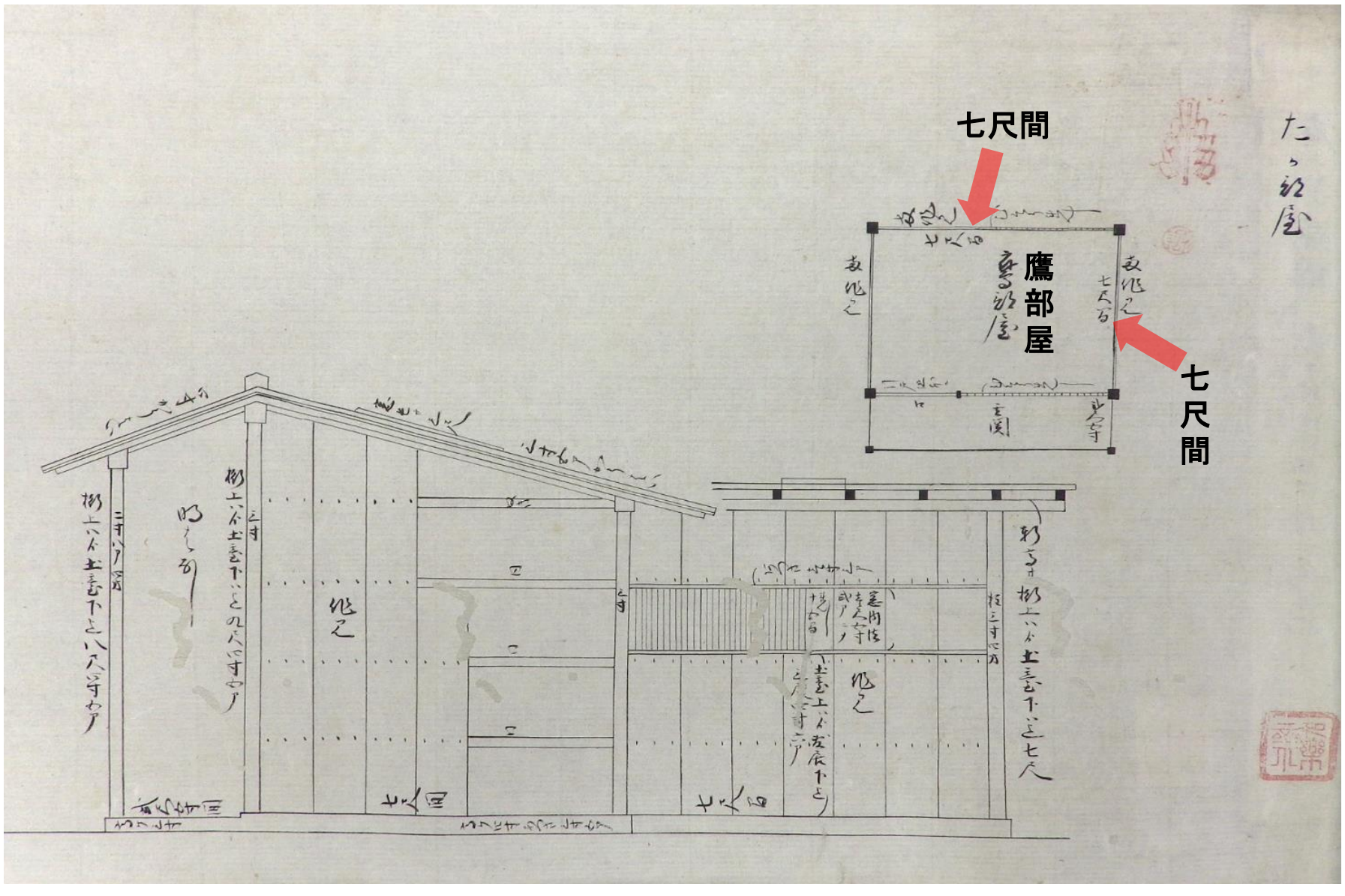

「鷹部屋図」(16.89-10)

弘化2年（1845）に大工中村理助が所持していた鷹部屋図を写したもの。鷹部屋の大きさは、玄関を含めると7尺（約2m10cm）四方であったことがわかります。

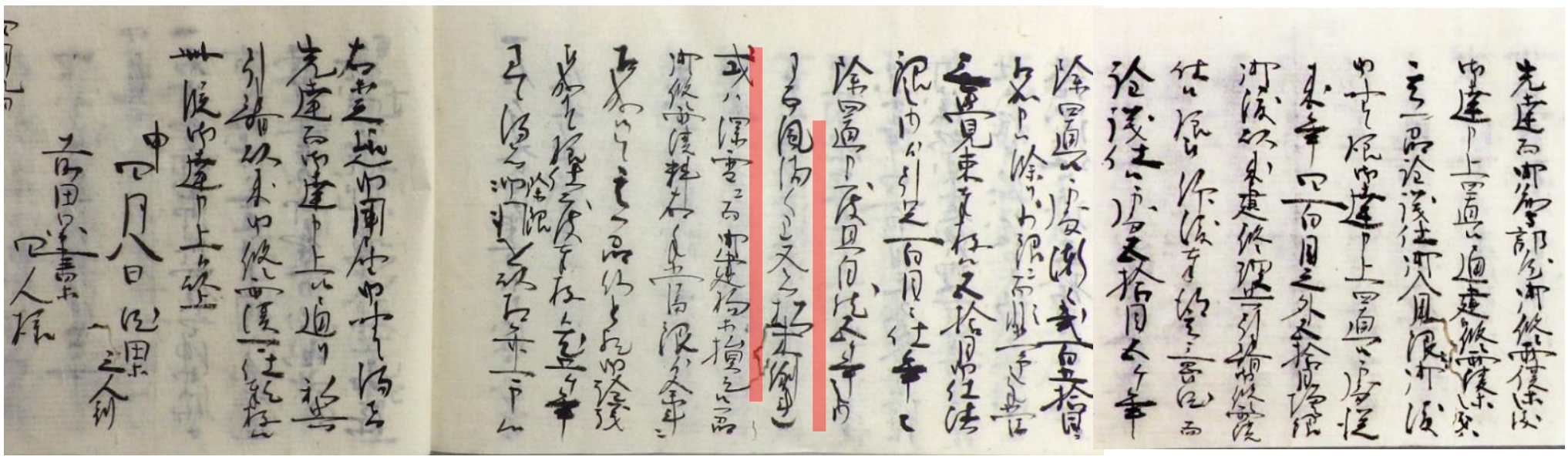

「御鷹部屋見分詮議留」（16.26-40）

鷹部屋の修復に関する史料。風、木の倒木、雪により鷹部屋が壊れることがあったようです。

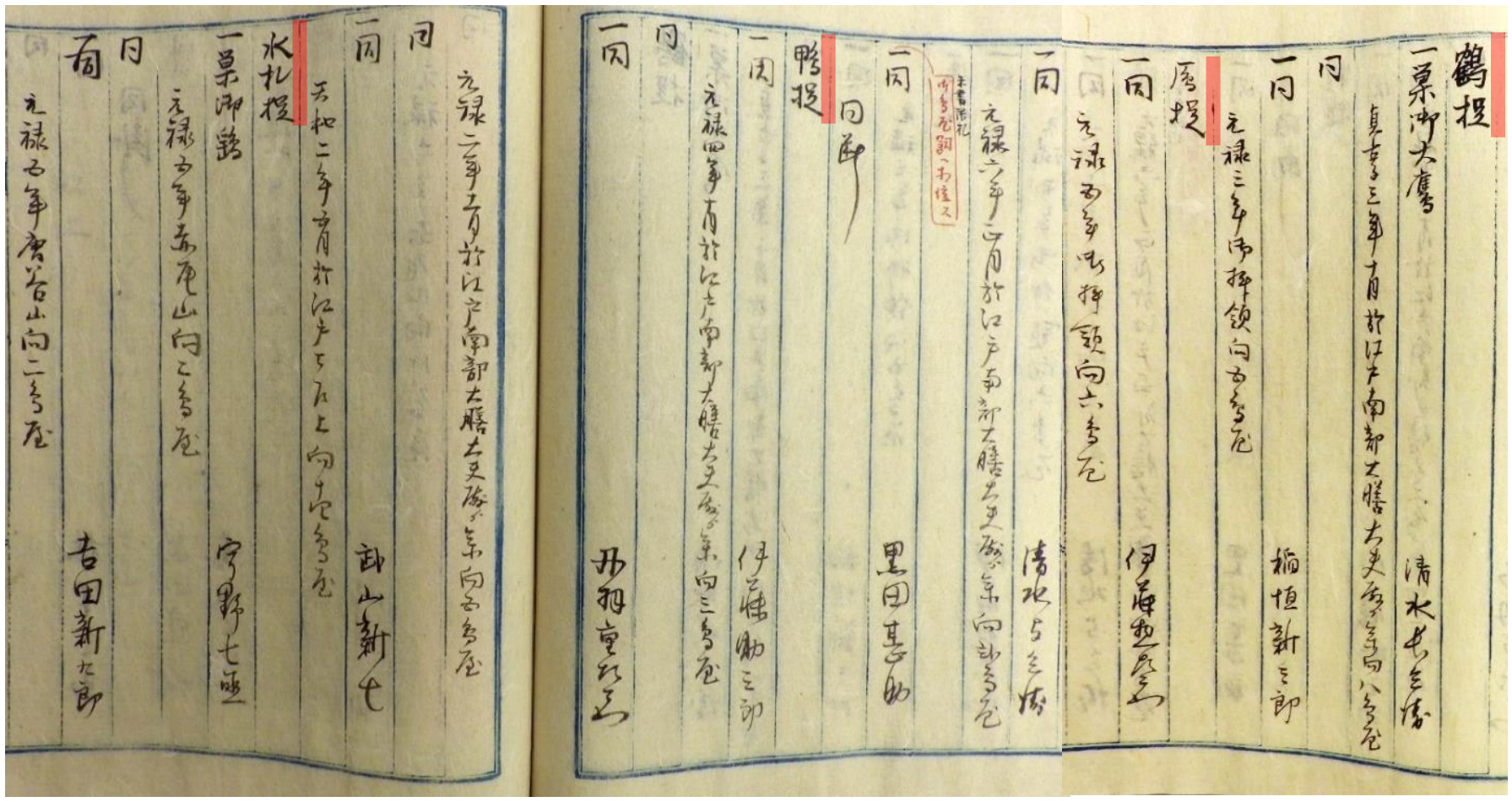

「鷹方覚書類」（16.15-119②）

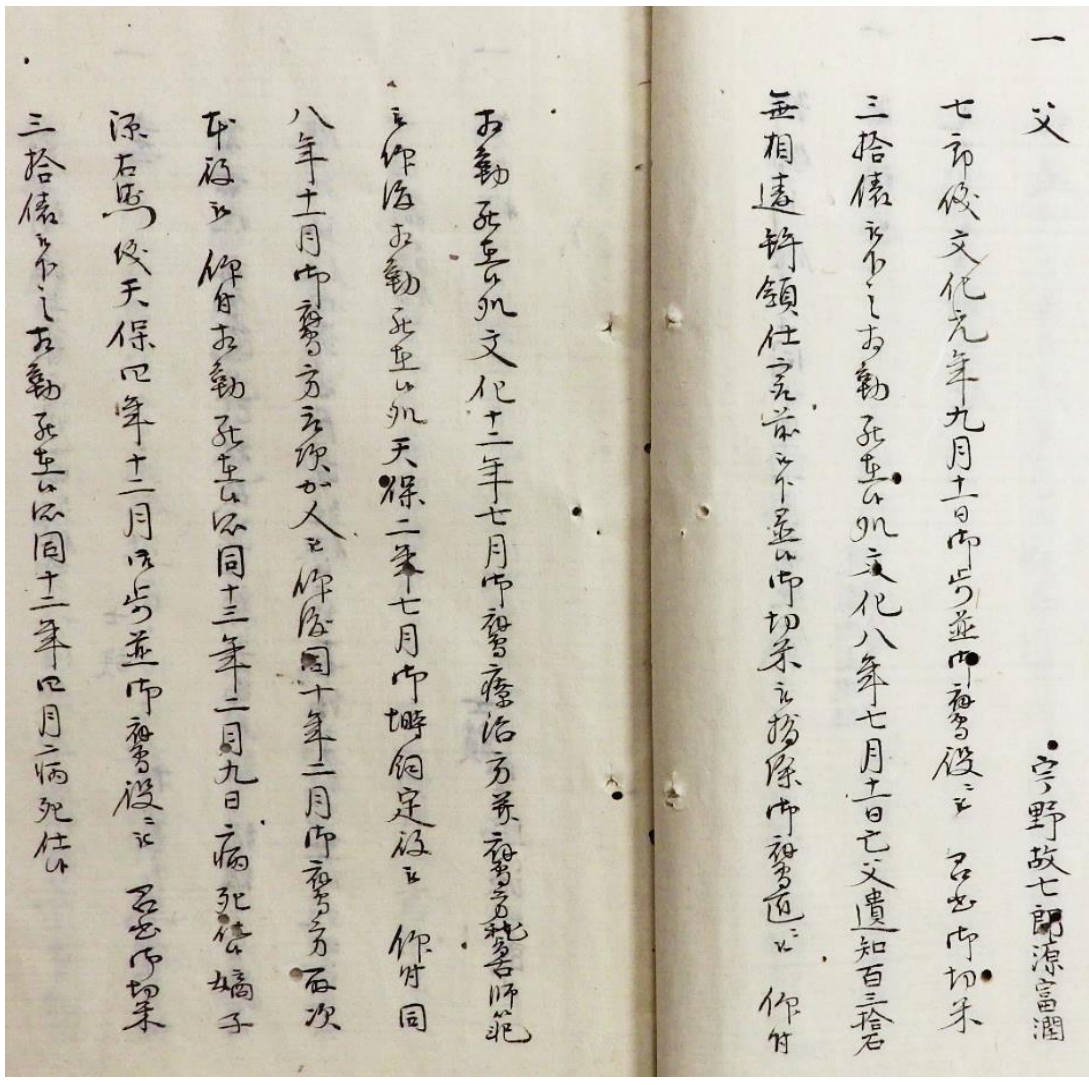

「先祖由緒并一類附帳」「宇野大作」（16.31-65）

（上）元禄7年（1694）における、藩主所有の鷹数が書き上げられています。鷹の右側に書かれている「鶴捉」「雁（がん）捉」「鴨捉」「水札（ケリ）捉」（上位順）は、鷹のランクを、各鷹の下に書かれている名前はその鷹を管理していた鷹匠を示しています。

（左）宇野家は、3代藩主利常の時に鷹匠として召し出され、代々鷹匠を勤めていた家です。7代富潤は、文化元年（1804）9月御歩並御鷹役として召し出され、同8年7月に父の遺知130石を拝領し、鷹匠となりました。同12年7月には、御鷹治療方と鷹方稽古師範を、天保2年（1831）7月には御塒（ねぐら）飼定役を仰せ付けられています。塒とは、鷹部屋のことであると考えられます。

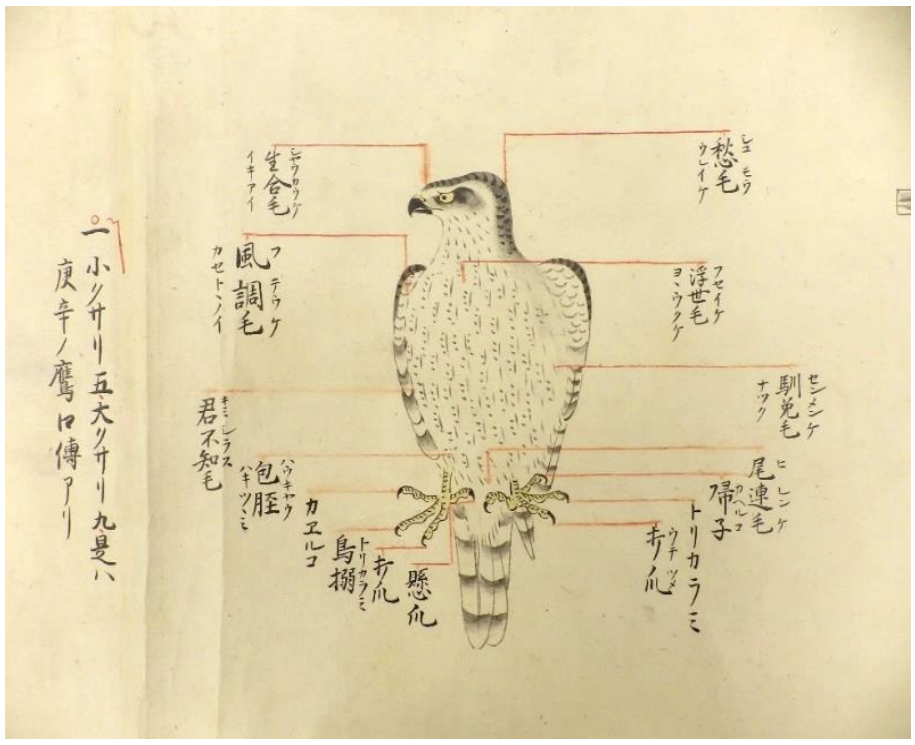

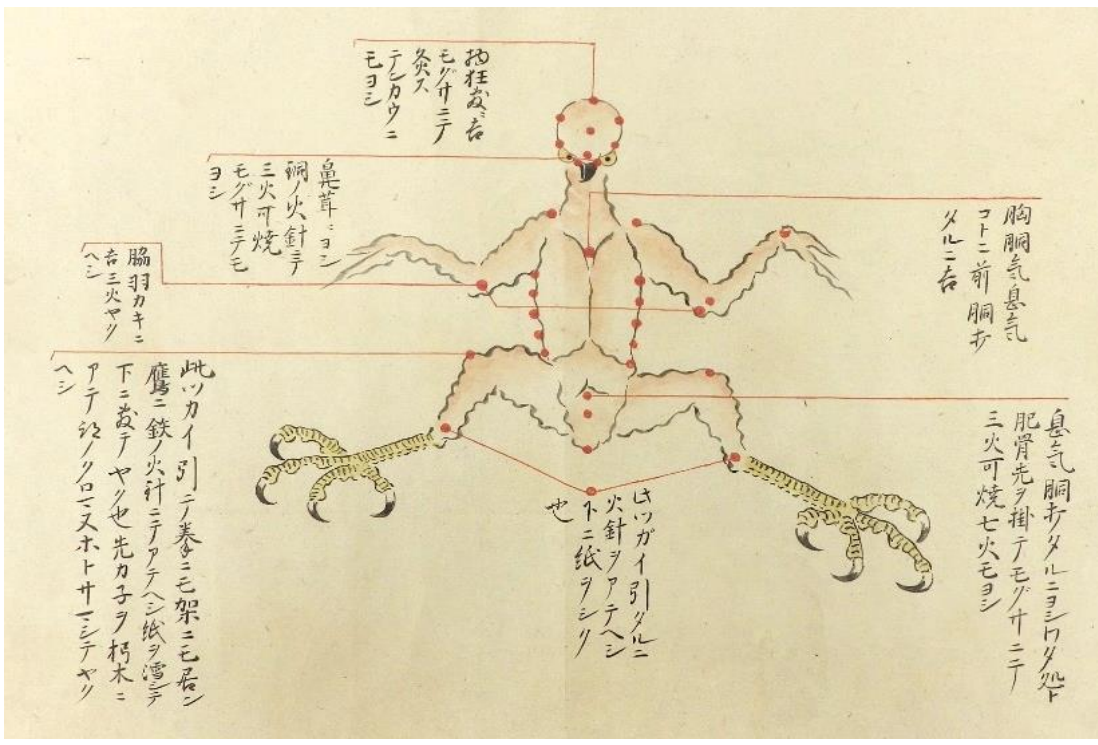

「鷹飼の秘書巻物」（090-1025-4-1）

鷹の飼育に関することを書き留めた巻物。羽に名前があったことがわかります。また、鷹にお灸をすえる箇所なども書かれています。

(1)「政隣記」（16.28-11⑥）

藩主だけ鷹を所持していたわけではなく、家臣も鷹を制限付で所持していました。この史料には、家臣の鷹所持についての規定が書かれています（享保14年7月）。禄高により、以下のように所持数が決められていました。

800石以上
→児鷂、鷂（はいたか）、隼のうち1羽
3,000石以上
→児鷂、鷂、隼のうち1羽か2羽
5,000石以上
→児鷂、鷂、隼のうち3羽と大鷹
10,000石以上
→児鷂、鷂、隼のうち4羽と大鷹

なお、800石以下の者は鷹を借りることも禁止されていました。

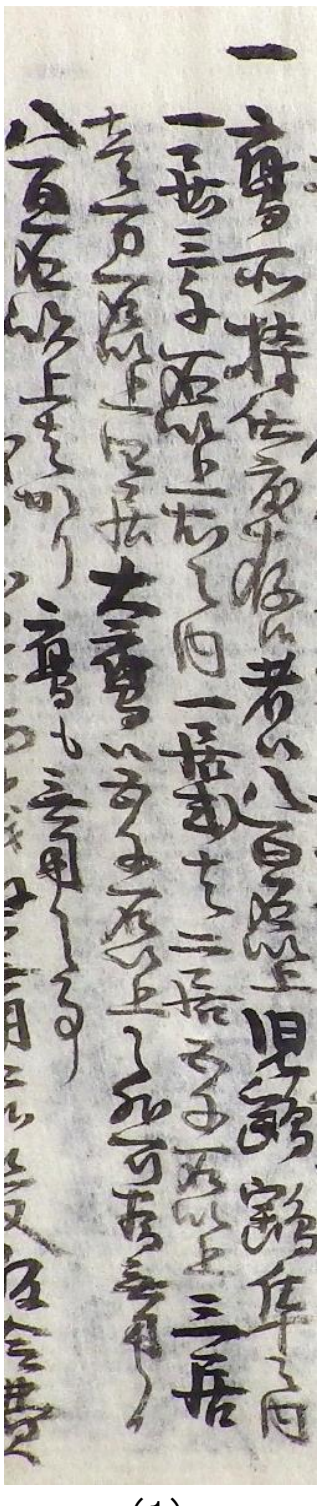

（1）

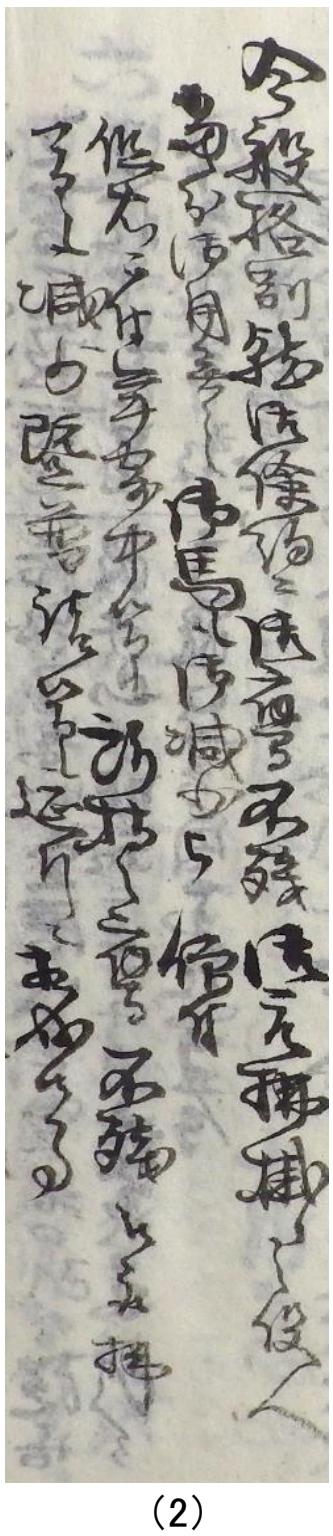

（2）

(2)「政隣記」（16.28-11⑱）

寛政6年（1794）1月29日、倹約のため藩主治脩や年寄等が所持していた鷹が取り払われた（逃がした）ことが書かれています。しかし、これは一時的なものだったようで、同8年には治脩が鷹狩を再開しています（『加賀藩史料』10編）。

(3)鷹の餌

鷹は、どのような餌を食べていたのでしょうか。ここでは、餌確保の実態、その確保に関わった餌指役についてみていきます。

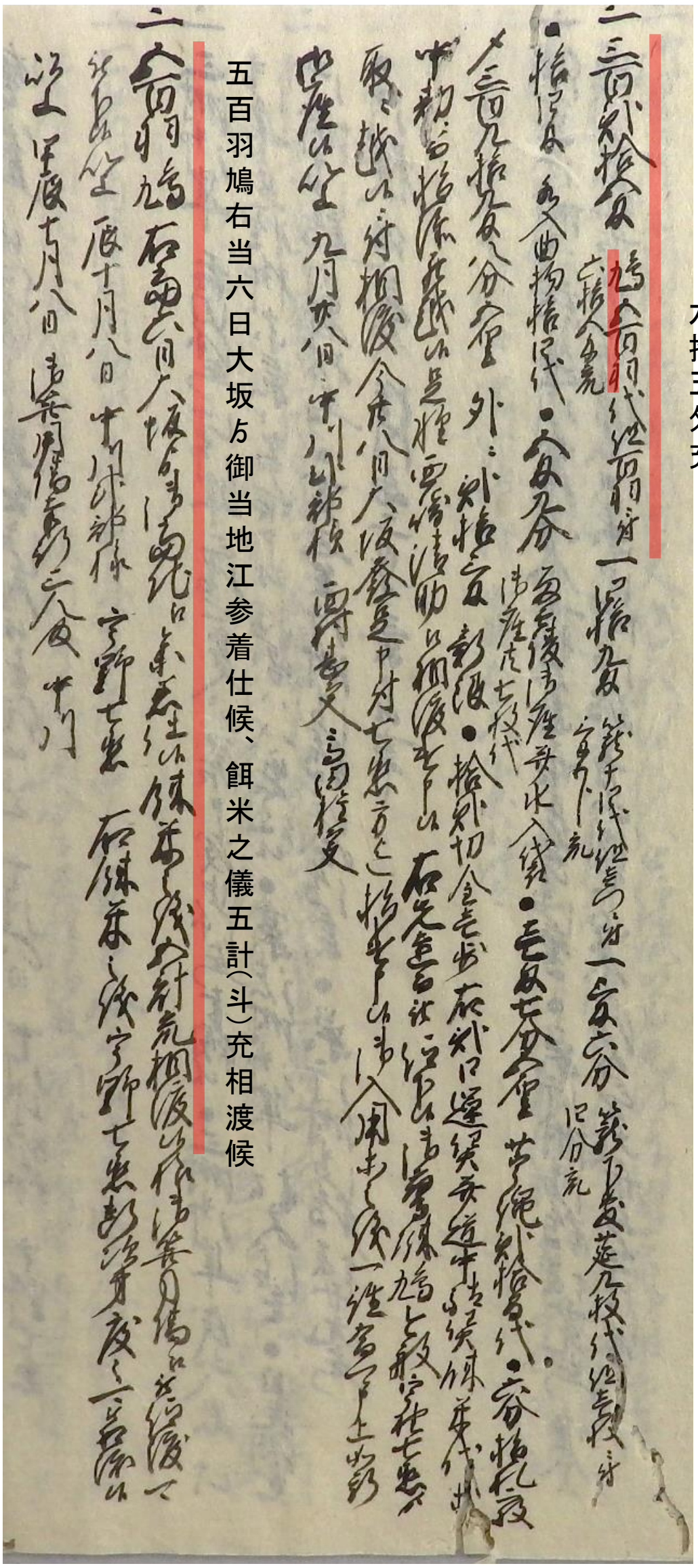

三百弐拾五匁　鳩五百羽代但百羽二付
六拾五匁充

五百羽鳩右当六日大坂ゟ御当地江参着仕候、餌米之儀五計(斗)充相渡候

「御鷹方諸事控帳」(16.45-77③)

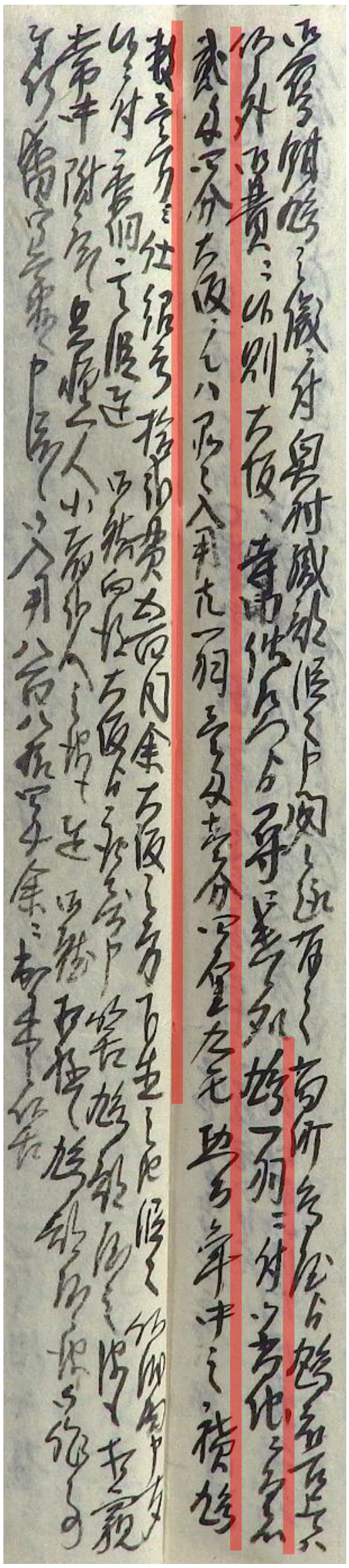

鳩一羽二付、御当地二而者弐匁四分、大坂二て八品々入用共一羽壱匁壱分四厘九毛、惣而年中之
積鳩数壱万二仕、銀高拾弐貫五百目余大坂之方下直(値)

「御鷹方諸事控帳」(16.45-77②)

（左）鷹の餌となる鳩500羽を大坂から取り寄せていたことがわかります。鳩そのものの代金、鳩を入れる籠の代金なども書かれています。また、鳩500羽に与えた餌の量は1日米5斗でした。

（右）鷹の餌となっていた鳩の代金が書かれています。金沢では、鳩1羽2匁4分であるのに対し、大坂では1匁1分4厘9毛でした。年間1万羽で計算すると、大坂から鳩を購入する方が12貫500匁余安かったようです。

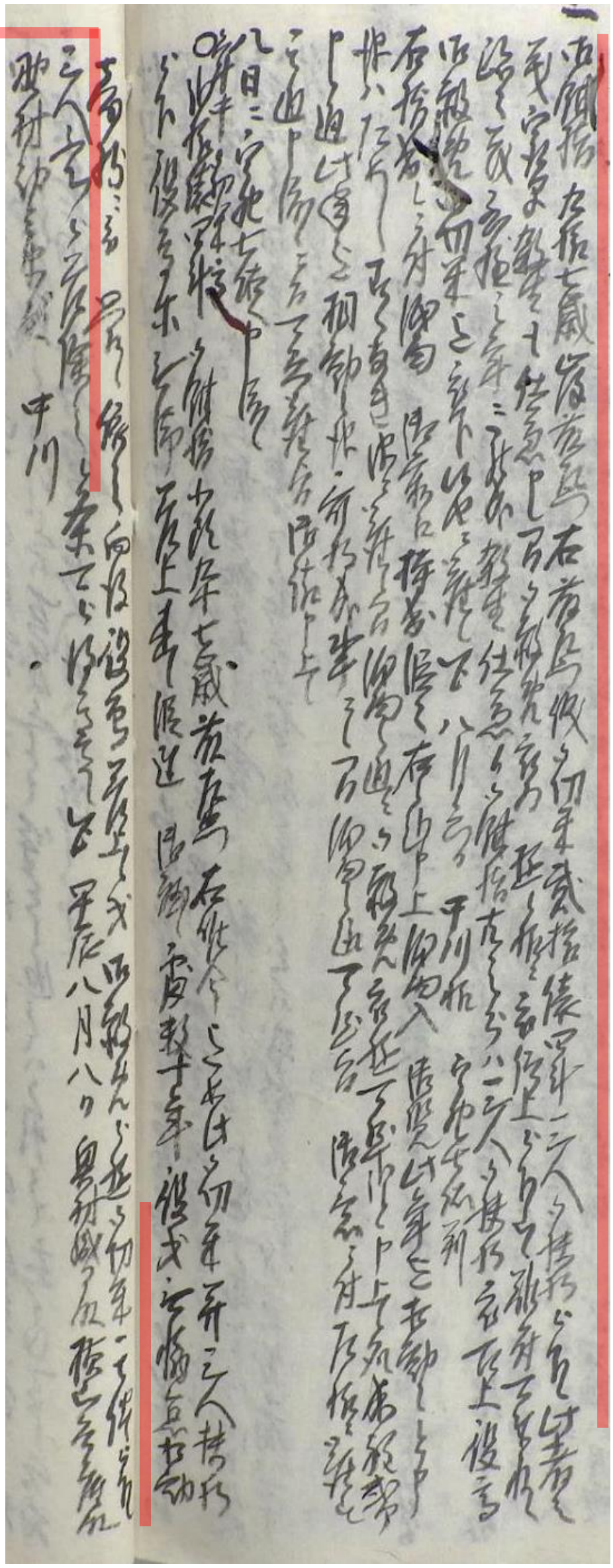

御餌指九拾七歳岸藤左衛門、右藤左衛門儀御切米弐拾俵四斗三人御扶持被下候

御切米其侭被下候、三人ふち被差除之候

年中役鳥高一人分三千充

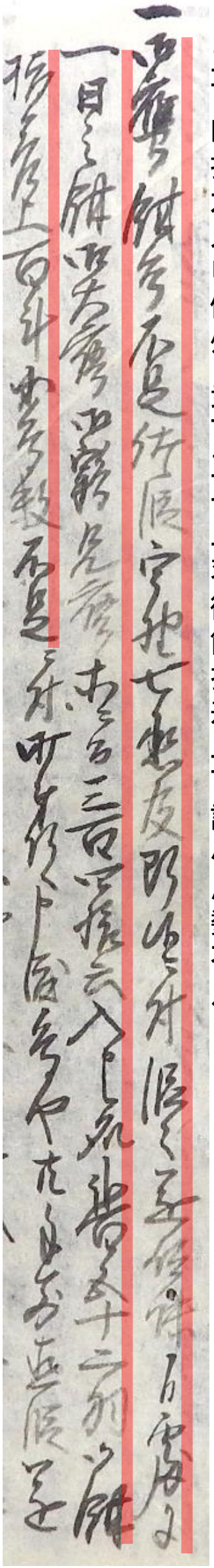

御鷹餌鳥不足仕候段、宇野七丞及断候三百四拾六入申候処、弐百五十二羽御餌指差上百計小鳥数不足

「御鷹方諸事控帳」(16.45-77②)　　「御鷹方諸事控帳」(16.45-77③)

（左）鷹の餌となる小鳥が1日346羽必要なのに対し、約100羽足りないと書かれています。同史料の続きの部分（省略）では、金沢町人から小鳥を購入しており、取引内容は銀100匁で小鳥550羽とあります。ここから、鷹の餌は餌指役による捕獲で全て足りていたわけではなく、足りない分を町人から購入していたことがわかります。

（中）餌指役には、年15俵与えられていました。また、餌指役が1年間に捕れる鳥数も決められており、この史料によればその数は3,000羽であったことがわかります。

（右）餌指役の中には、高齢の者もいました。岸藤左衛門は97歳まで餌指役を勤めていましたが、殺生もできないようになったことから、この職を辞めたと書かれています。しかし、長年の功績が認められ、それまで与えられていた20俵4斗3人扶持のうち、3人扶持以外をその後も与えられたようです。

「延宝年間金沢城下図」(090-598)

餌指役は、もともと古餌指町（現在の笠市町辺り）と呼ばれた辺りに住んでいましたが、この絵図でもわかるように、延宝年間にはすでに浅野川を隔てた対岸の餌指町（現在の昌永町）に住んでいたようです。

2. 鷹狩

藩主の鷹狩は、鷹場に設定された場所で行われました。鷹場へは、行列を組みながら向かい、鷹場に到着すると、犬を用いて鷹狩を行いました。以下、行列の様子、鷹狩に必要だった犬のことなどについてみていきます。

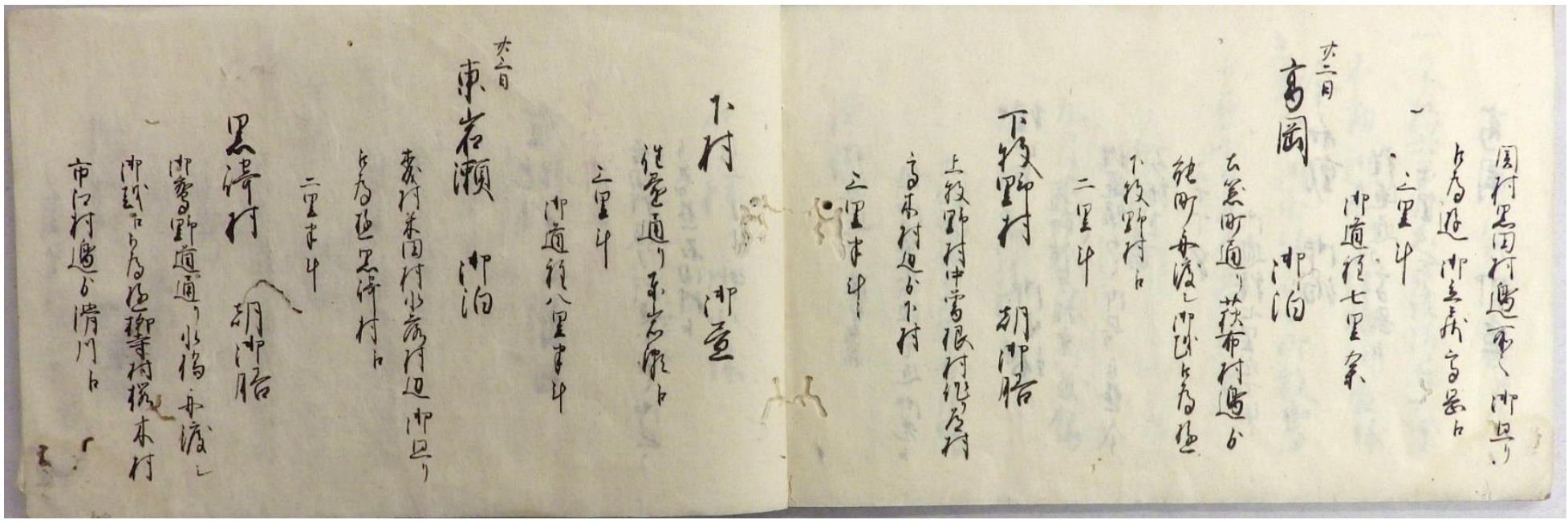

「能美郡・越中筋御鷹野日記并御道書」(16.45-79)

越中方面に鷹狩へ行った際の宿泊・立ち寄った場所などが記されています。

（左）「御鷹方諸事控帳」（16.45-77②）

鷹狩で使う鷹・犬には、獲物を追って藪などへ入った時にでも居場所を特定できるように、鈴（鷹は板状のもの）が付けられていました。

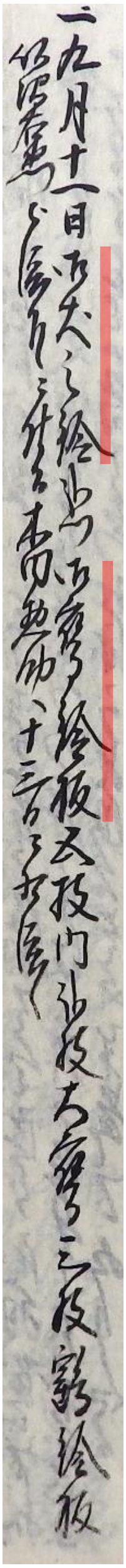

御犬之鈴

御鷹鈴板

御国・江戸共御飼犬一日壱疋二飯五合宛相渡申候、但江戸御鷹犬ハ外ニ壱ケ月鰹節六つ程宛、御国御飼犬ハ飯之外肴并汁相渡

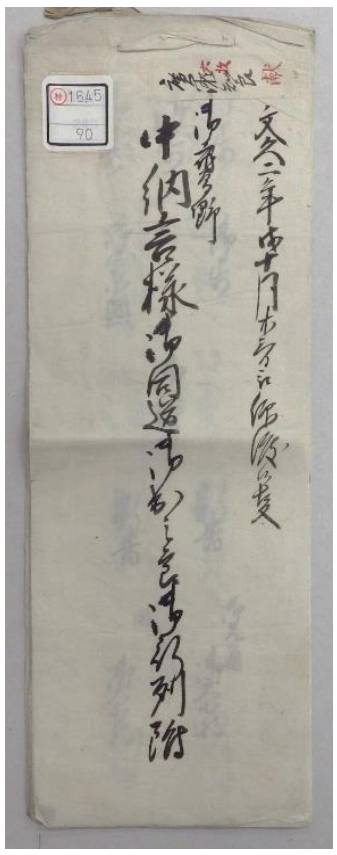

史料表紙

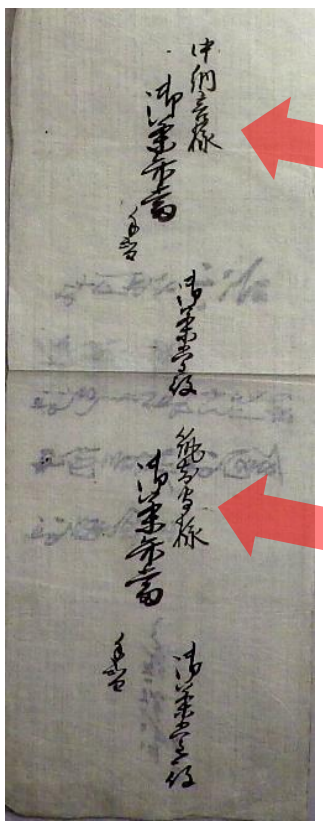

中納言様御茶弁当

筑前守様御茶弁当

御馬

文久2年（1862）10月に、13代藩主斉泰とその嫡子慶寧が鷹狩に行った時の行列帳。史料の「中納言様」「筑前守様」は、それぞれ斉泰・慶寧のことを指しています。史料から、2人分の「御茶弁当」を持つ者がいたことがわかります。また、「御馬」（史料中に2箇所あり）と書かれていることから、2人は馬に乗っていたと考えられます。

「御鷹野中納言様御同道御出之節御行列附」（16.45-90）

（左）「御鷹方諸事控帳」（16.45-77③）

鷹狩とは、鷹場にいる鳥を犬がはやしたてて、飛び立った鳥を鷹が捕まえるというものでした。そのため、鷹狩では犬も重要な役割を担っていたといえます。この史料から、犬の餌の内容がわかります（享保9年当時）。金沢・江戸にいる犬ともに、餌は1日で米5合でした。江戸の鷹犬はこれに加え1ヶ月約6本の鰹節が与えられていました。一方、金沢の飼犬には、米の他に魚や汁が与えられていました。

3. 鷹を通じた下賜・献上儀礼

鷹、及び鷹で捕った獲物を将軍が下賜、諸大名が将軍へ献上することは江戸時代を通じて多くみられました。ここでは、それらの事例をみていきます。

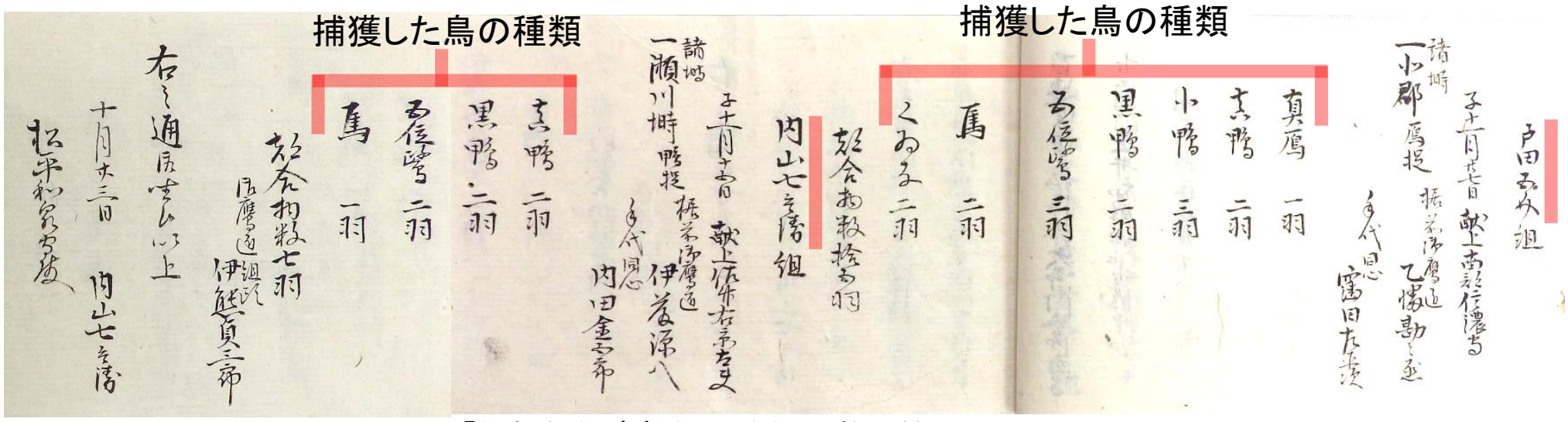

「御拝領御鷹於御国許御頂戴一件」(16.13-94)

天保元年（1830）12月に13代藩主斉泰が、将軍家斉から鷹2羽を拝領した時の史料。掲載部分は、2羽の鷹がどのような鷹であるのかを記した箇所です。その2羽は、もともと南部信濃守（盛岡藩主12代利済）、佐竹右京太夫（秋田藩主10代義厚）がそれぞれ将軍へ献上したものでした。また、鷹の能力を示すものとして、狩猟実績（鳥の種類・数）も書かれています。なお、戸田五助・内山七兵衛は、幕府の役人である鷹匠支配の者です。

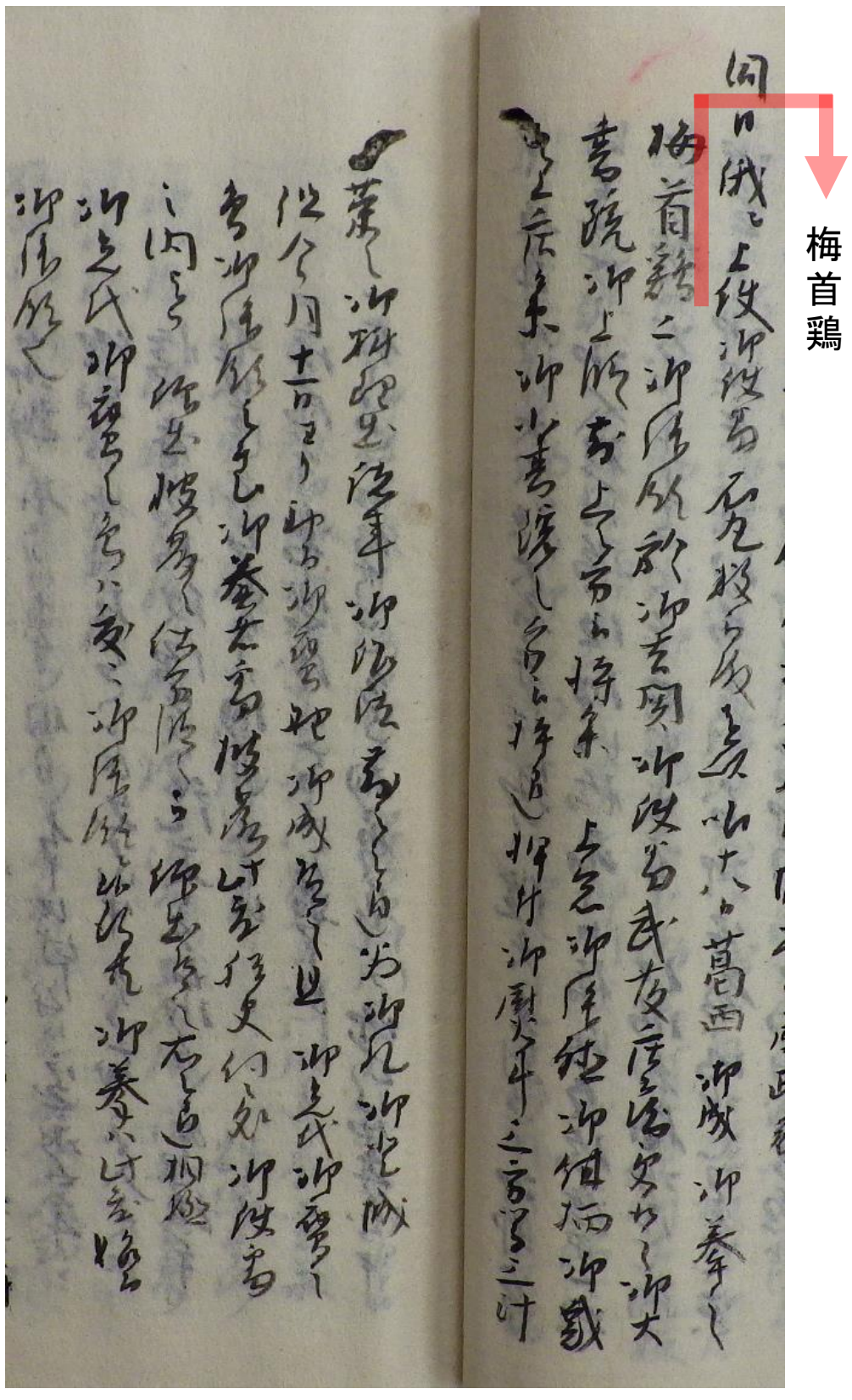

「政隣記」(16.28-11⑤)

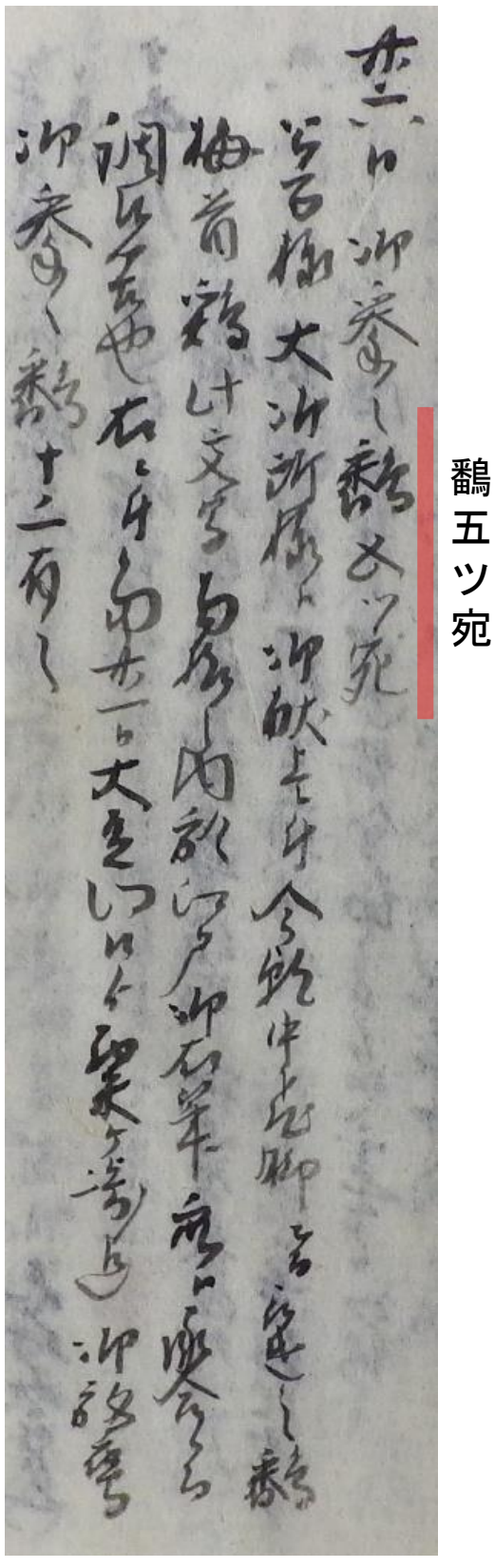

「政隣記」(16.28-11⑨)

（左）享保2年（1717）5月、将軍吉宗が初めて鷹狩で捕らえた梅首鶏（鷭（ばん））を5代藩主綱紀が受け取った時のことが記されています。

（右）宝暦元年（1751）4月、8代藩主重熙が鷹狩で捕らえた鷭を将軍家重・大御所吉宗へ献上した時のことが記されています。

鳥の下賜・献上

	年　月　日	内　　容	鳥の種類
1	文禄4年(1595)1月29日	豊臣秀次、放鷹による禽を前田利家に贈る。	禽（不明）
2	慶長16年(1611)2月2日	徳川秀忠、前田利長に病状を尋ね、放鷹による雁を贈る。	雁
3	慶長17年(1612)8月1日	前田利長、放鷹による鳥一籠を本多政重に贈る。	不明
4	寛永19年(1642)6月25日	徳川家光、巣鷹を前田光高に贈る。	巣鷹
5	享保2年(1717)5月19日	前田綱紀、徳川吉宗の放鷹による梅首鶏を贈られる。	梅首鶏(鷭(ばん))
6	同年11月6日	徳川吉宗、鷹を前田綱紀に贈る。	鷹
7	享保4年(1719)12月9日	前田吉徳、登城して徳川吉宗から朝鮮の黄鷹を贈られる。	黄鷹(きだか)
8	享保8年(1723)2月13日	徳川吉宗、放鷹による鶴を前田綱紀に贈る。	鶴
9	同年12月6日	徳川吉宗、放鷹による鶴を前田吉徳に贈る。	鶴
10	享保15年(1730)11月16日	徳川吉宗、放鷹による鶴を前田吉徳に贈る。	鶴
11	享保17年(1732)12月19日	徳川吉宗、放鷹による鶴を前田吉徳に贈る。	鶴
12	寛延元年(1748)7月1日	前田重熙、登営して朝鮮の鷹を贈られる。	鷹
13	宝暦元年(1748)4月26日	前田重熙、放鷹による鷭を徳川家重に贈る。	鷭
14	宝暦6年(1756)4月28日	徳川家重、放鷹による鷭を前田重教に贈る。	鷭
15	天明2年(1782)11月5日	徳川家治が前田治脩に贈った鷹、本郷邸に移る。	鷹
16	寛政元年(1789)1月7日	徳川家斉、放鷹による雁を前田治脩に贈る。	雁(がん)
17	寛政5年(1793)11月4日	前田斉敬、徳川家斉の放鷹による雁を贈られる。	雁
18	寛政10年(1798)11月4日	徳川家斉、放鷹による鴨を前田治脩に贈る。	鴨
19	文政5年(1822)11月13日	徳川家斉、放鷹による雁を前田斉泰に贈る。	雁
20	文政6年(1823)2月15日	徳川家斉、放鷹による鴨を前田斉泰に贈る。	鴨
21	文政8年(1825)7月29日	徳川家斉、放鷹による雲雀を前田斉泰に贈る。	雲雀(ひばり)
22	天保元年(1830)12月11日	徳川家斉が前田斉泰に贈った鷹、金沢に到着する。	鷹
23	天保3年(1832)2月5日	徳川家斉、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
24	天保13年(1842)11月18日	徳川家慶、放鷹による雁を前田慶寧に贈る。	雁
25	弘化元年(1844)8月3日	徳川家慶、放鷹による雲雀を前田慶寧に贈る。	雲雀
26	弘化3年(1846)2月8日	徳川家慶、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
27	弘化4年(1847)8月3日	徳川家慶、放鷹による雲雀を前田斉泰等に贈る。	雲雀
28	同年10月28日	徳川家慶、放鷹による鴨を前田斉泰等に贈る。	鴨
29	同年12月16日	徳川家慶、放鷹による雁を前田慶寧に贈る。	雁
30	嘉永元年(1848)1月13日	徳川家慶、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
31	同年8月19日	徳川家慶、放鷹による雲雀を前田慶寧に贈る。	雲雀
32	同年11月15日	徳川家慶、放鷹による雁を前田慶寧に贈る。	雁
33	嘉永2年(1849)1月27日	徳川家慶が前田斉泰に贈った鶴、金沢に到着する。	鶴
34	同年7月25日	徳川家慶、放鷹による雲雀を前田斉泰に贈る。	雲雀
35	嘉永3年(1850)1月21日	徳川家慶、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
36	嘉永4年(1851)8月19日	徳川家慶、放鷹による雲雀を前田斉泰に贈る。	雲雀
37	同年12月23日	徳川家慶、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
38	安政2年(1855)7月2日	徳川家定、放鷹による雲雀を前田斉泰に贈る。	雲雀
39	万延元年(1860)5月25日	徳川家茂、放鷹による雲雀を前田慶寧に贈る。	雲雀
40	同年11月23日	徳川家茂、放鷹による雁を前田慶寧に贈る。	雁
41	文久2年(1862)1月29日	徳川家茂、放鷹による鶴を前田斉泰に贈る。	鶴
42	同年8月21日	徳川家茂、放鷹による雲雀を前田慶寧に贈る。	雲雀

※『加賀藩史料』1～15・藩末編上により作成。

4. 鳥構場

江戸時代中期以降、加賀藩の家中では鳥構場において、網で小鳥を捕獲することが流行しました。詳細は不明ですが、その主な目的は、小鳥を飼育するためであったと考えられます。以下、鳥構場をめぐる規定、実態をみていきます。

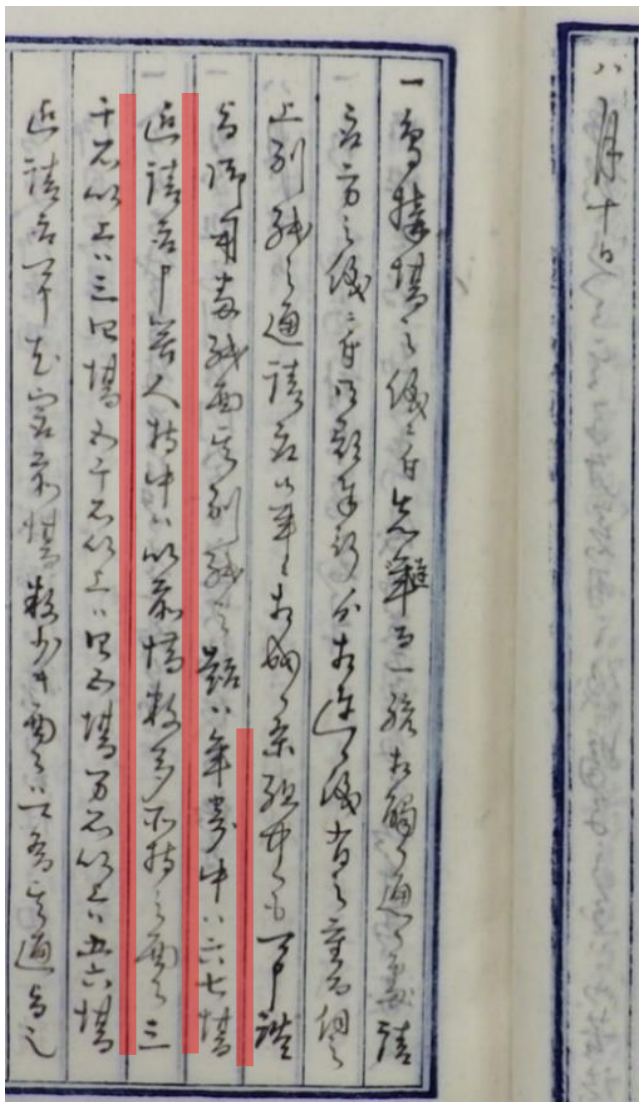

「官私随筆」(16.41-159⑬)

（傍線部分）

年寄中ハ六・七場迄請取申筈、人持中ハ以前場数多所持之面々、三千石以上ハ三・四場、五千石以上ハ四・五場、万石以上ハ五・六場

家臣が所持できた鳥構場数は、次のように定められていました。

年寄→6、7場、
人持組の
3,000石以上→3、4場
5,000石以上→4、5場
10,000石以上→5、6場

ただ、この数は実際に鳥構を行う場所（定構場）を示しており、使用しない鳥構場があれば、この規定数以上の鳥構場を所持することができたようです。また、13頁の掲載史料で見られるように（永井従周の事例）、規定の禄高より低い者も鳥構場を所持する場合がありました。

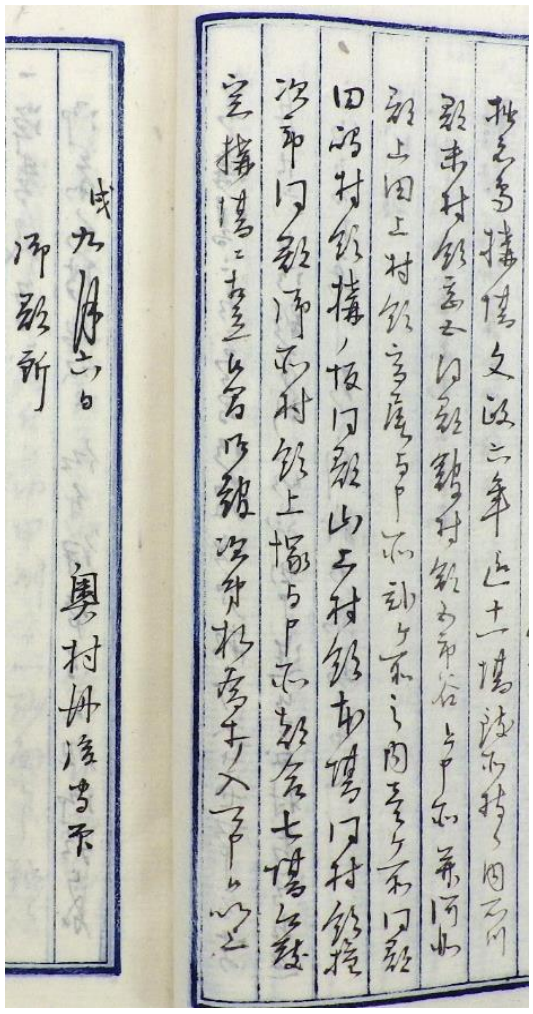

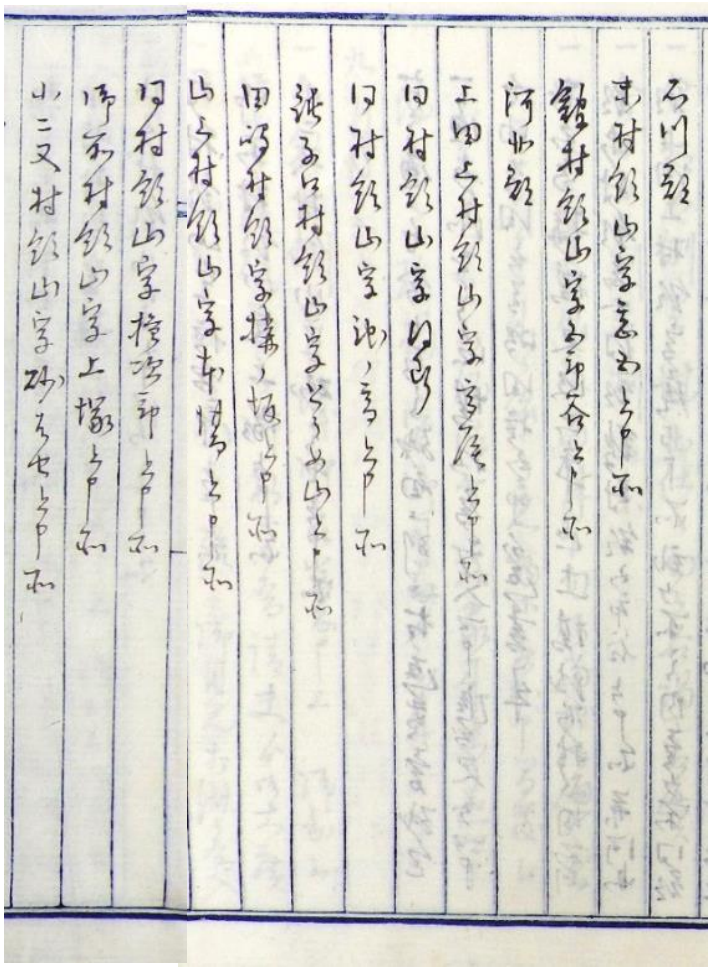

（左・右）「官私随筆」（16.41-159⑬）

先でみたように、鳥構場の所持数は、禄高によって決められていました。しかし、その数は常に使用する定構場の数であって、実際に所持する鳥構場は規定数以上あったと思われます。左の史料から、年寄奥村栄実は所持する11場の鳥構場の内、書き上げている7場を定構場にしていたことがわかります。なお、栄実が所持していた11場の鳥構場は、右の通りです。石川郡に2箇所、河北郡に9箇所の鳥構場を所持していました。

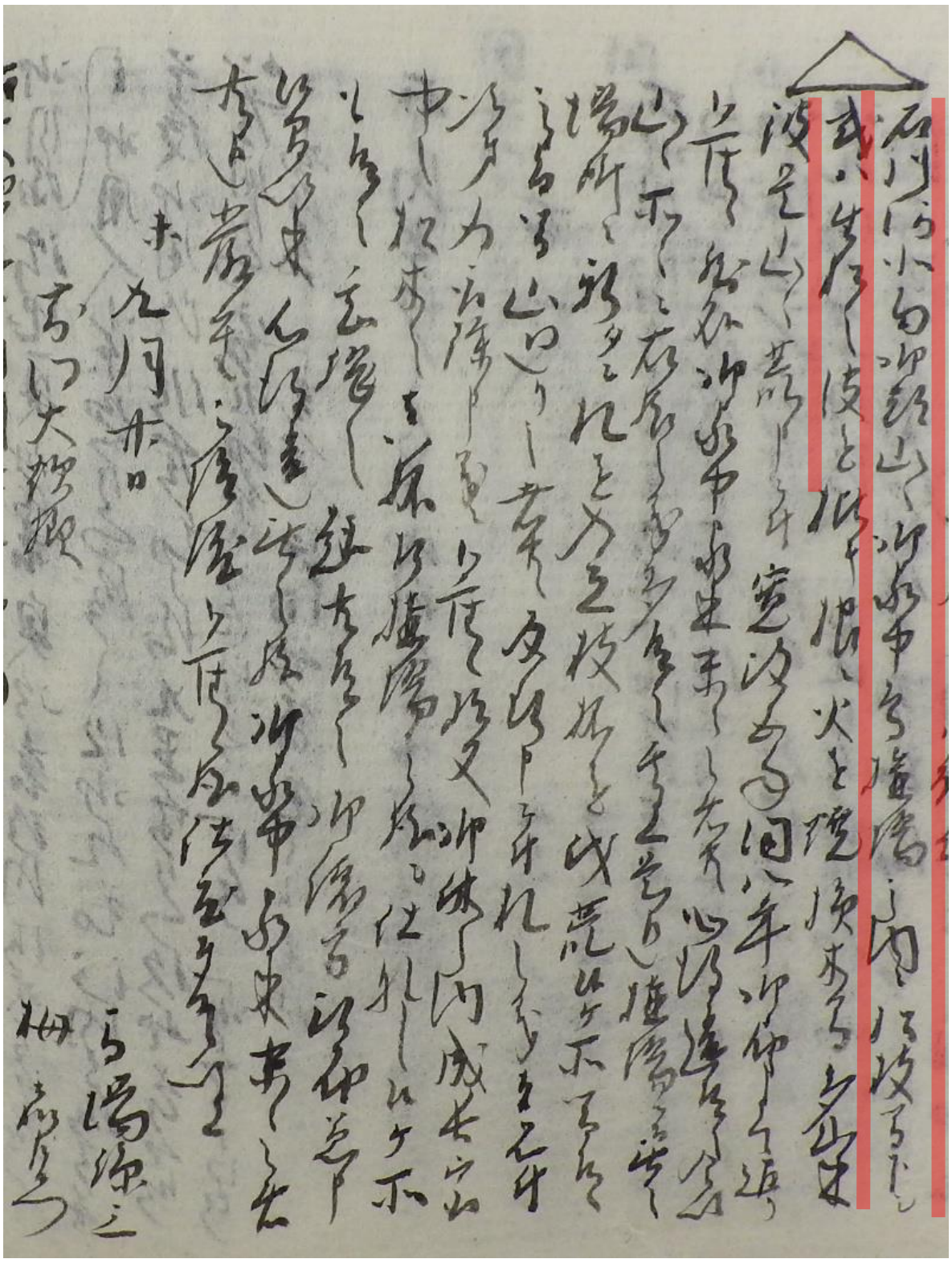

石川・河北両御郡山々御家中鳥構場之内二松枝等下シ、
或ハ生松之皮を批ギ、根二火を焼、損木等多出来、
彼是山々荒申

「政隣記」（16.28-11⑲）

寛政11年（1799）9月20日、加州郡奉行の馬場孫三・栂喜左衛門から年寄前田大炊（孝友）へ宛てたものの写し。石川・河北両郡の家中鳥構場において、松枝などを切る、松の皮を剥がす、根に火をつける行為などが多く行われ、山が荒れていることから、こうした行為の禁止徹底を家中家来の者へ伝えるように願っています。

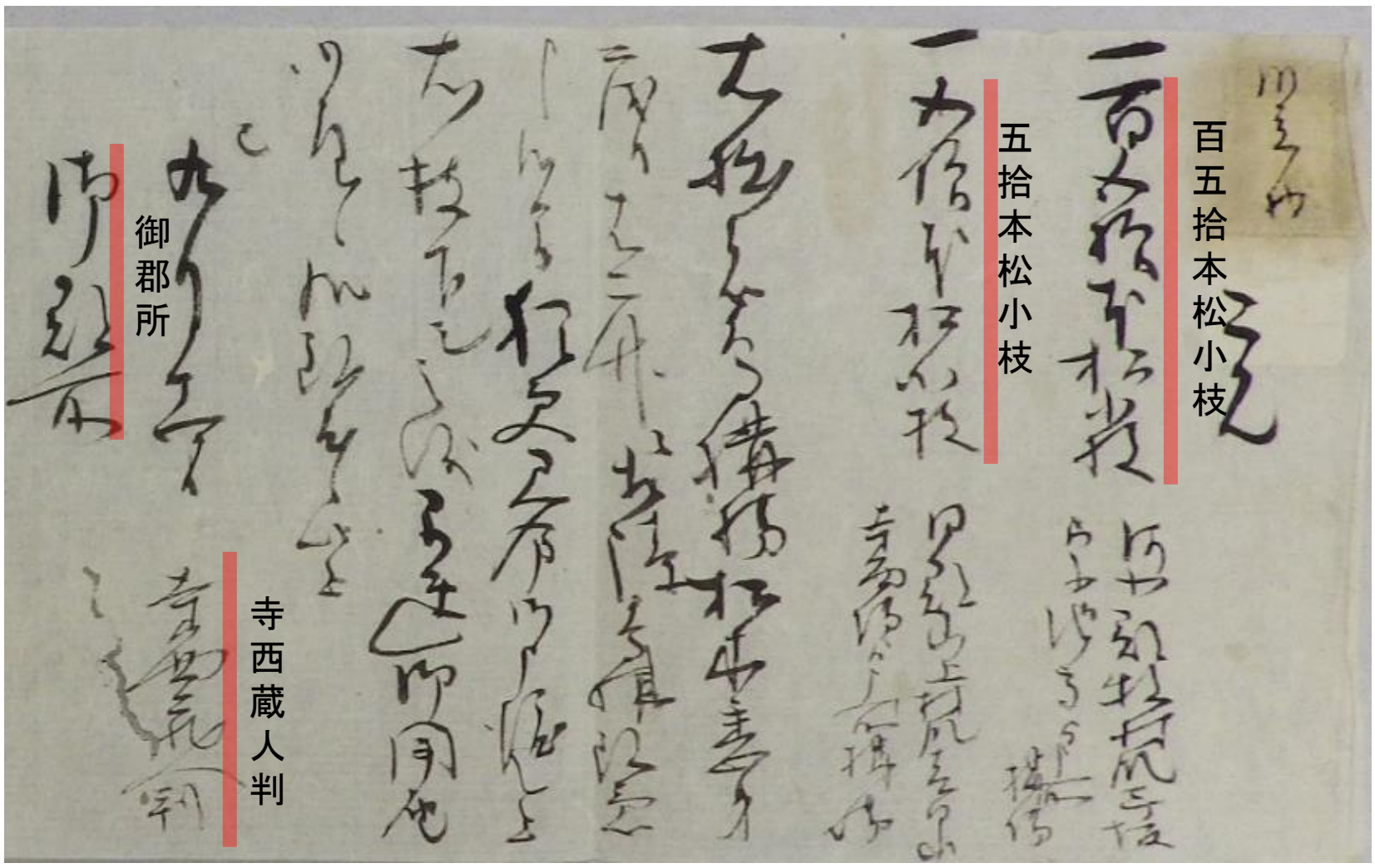

「鳥構場之松小枝下し願覚」(16.73-27)

上級家臣は、自分の鳥構場を複数所持していましたが、自分の鳥構場であっても自由に木の枝を切ることはできませんでした。この史料では、人持組の寺西蔵人が御郡所へ対し、所持していた鳥構場（河北郡牧村・同郡山上村内）にある松の小枝を200本切ることを願っています。

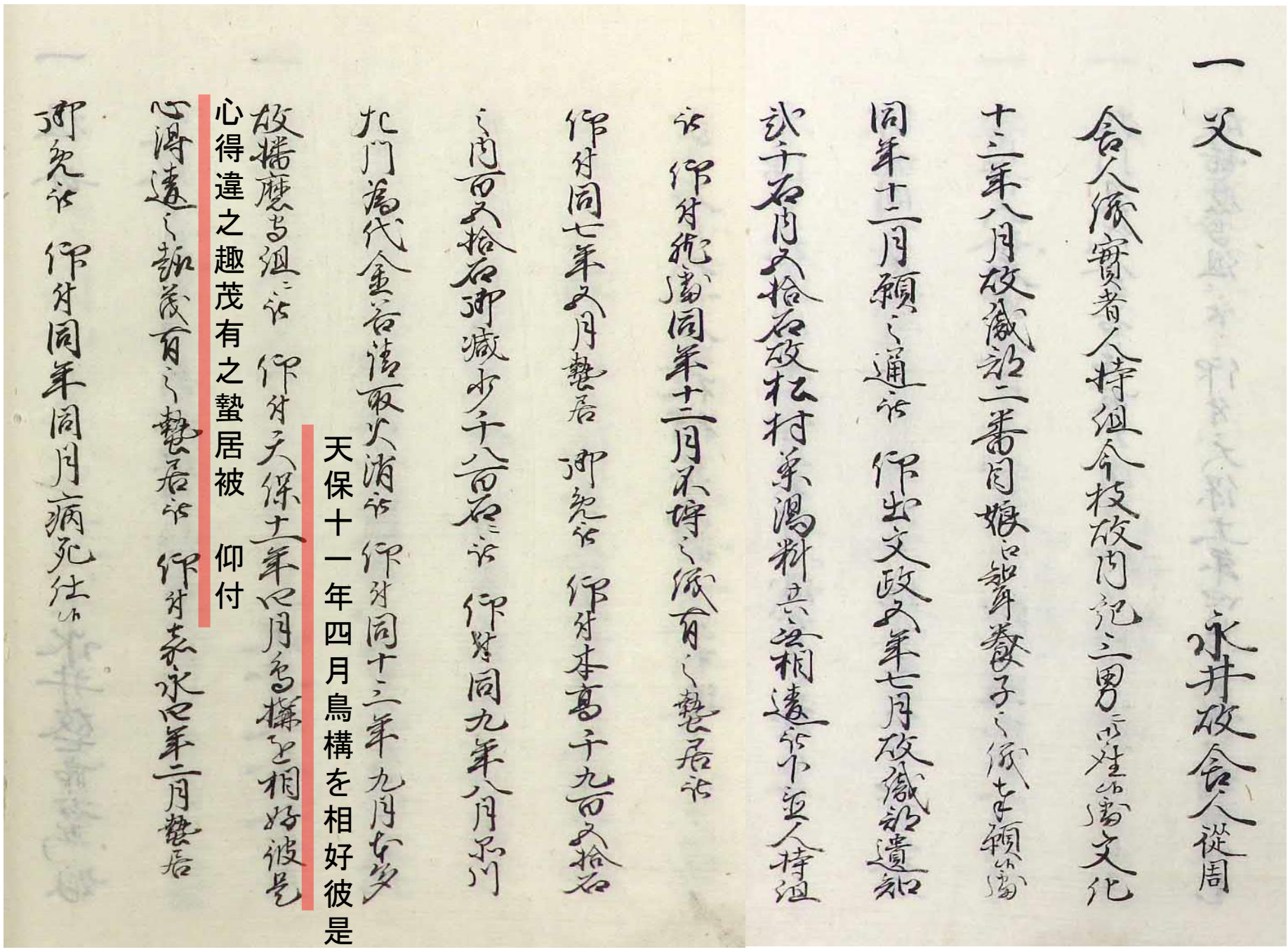

「先祖由緒并一類附帳」「永井孫六」(16.31-65)

永井従周は、人持組今枝内記3男でしたが、文政5年（1822）7月に聟養子として永井家を相続し（2,000石内50石茶湯料）、同9年8月からは金谷請取火消を勤めていました。鳥構場で鳥を捕獲することを好んでいたようで、天保11年（1840）4月、鳥構関係で心得違いのことがあり、蟄居（自宅謹慎）を命じられました。

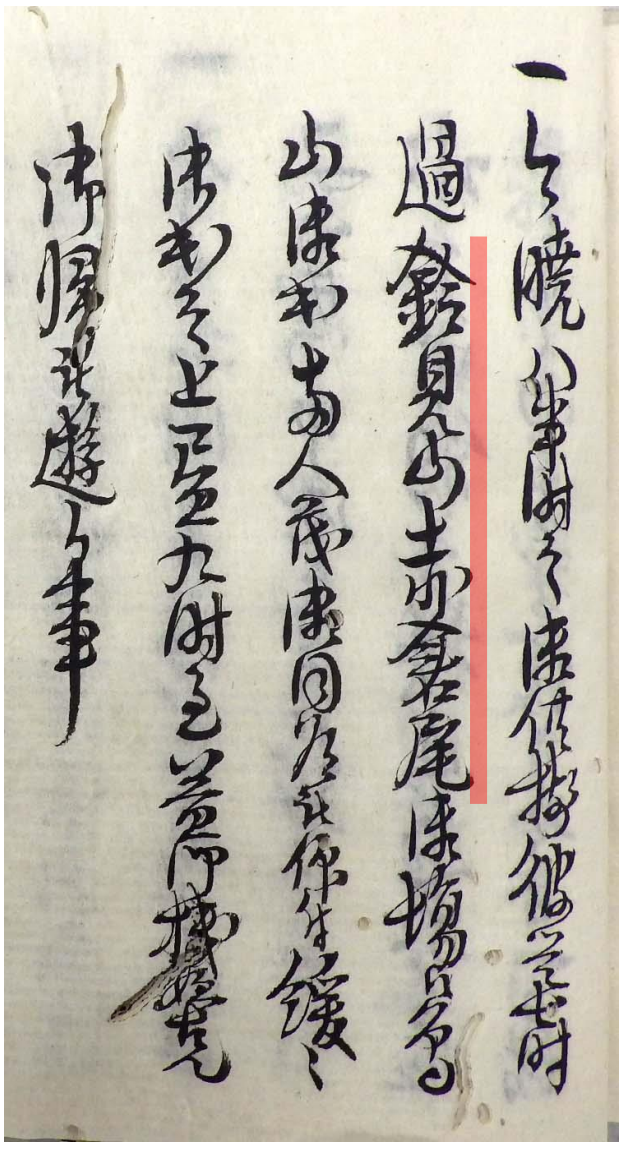

（左）「日記」（094.0-81①）

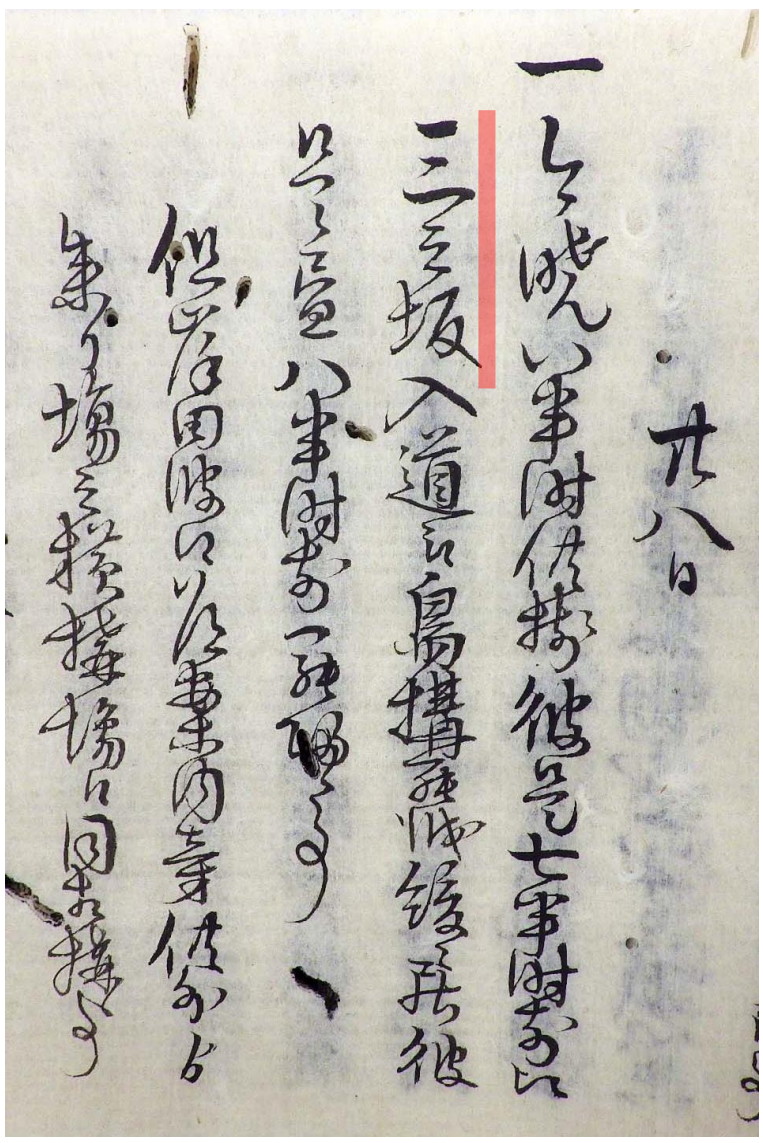

（中）「日記」（094.0-81②）

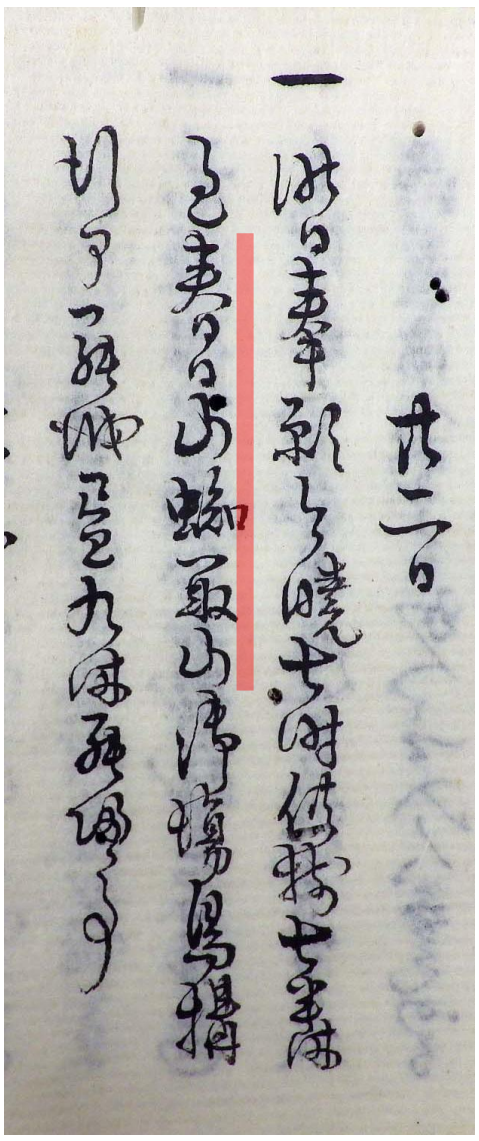

（右）「日記」（094.0-81④）

「日記」は、年寄奥村栄通（史料では名前を従之とする）が、文政12年（1829）～天保3年（1832）（当時12～15歳）の間に書き留めたものです。この日記には、鳥構場へ行った記録が多く書き留められています。（左）は文政12年10月14日に鈴見山・赤倉尾、（中）は同13年9月28日に卯辰山の三之坂、（右）は天保3年9月22日に春日山・蜘取山の鳥構場へ行ったことを記したものです。

「日記」の鳥構場記載一覧

年　月　日	鳥　構　場
文政12年9月26日	不明（「鳥山へ」）
同年10月14日	鈴見山・赤倉御場
文政13年閏3月6日	岡野
同年9月6日	不明（「鳥山へ」）
同年9月28日	三之坂（卯辰山）
天保2年2月28日	岡野
同年3月11日	岡野
同年3月16日	岡野
同年3月19日	岡野
同年9月6日	鈴見山・赤倉尾
同年9月11日	岡野
同年9月22日	二日市・地獄谷
同年9月26日	鈴見山・赤倉尾
同年9月28日	岡野
同年10月11日	鈴見山・赤倉尾
同年10月19日	鈴見山・赤倉尾
同年10月26日	岡野
天保3年2月28日	岡野
同年3月13日	岡野
同年3月16日	岡野
同年3月19日	岡野
同年3月28日	岡野
同年9月22日	春日山・蜘取山
同年9月26日	岡野
同年9月28日	岡野
同年10月13日	鈴見山・赤倉尾
同年10月26日	鈴見山・赤倉尾

※奥村文庫「日記」1～4により作成。

「卯辰山開拓録」（13.0-30）

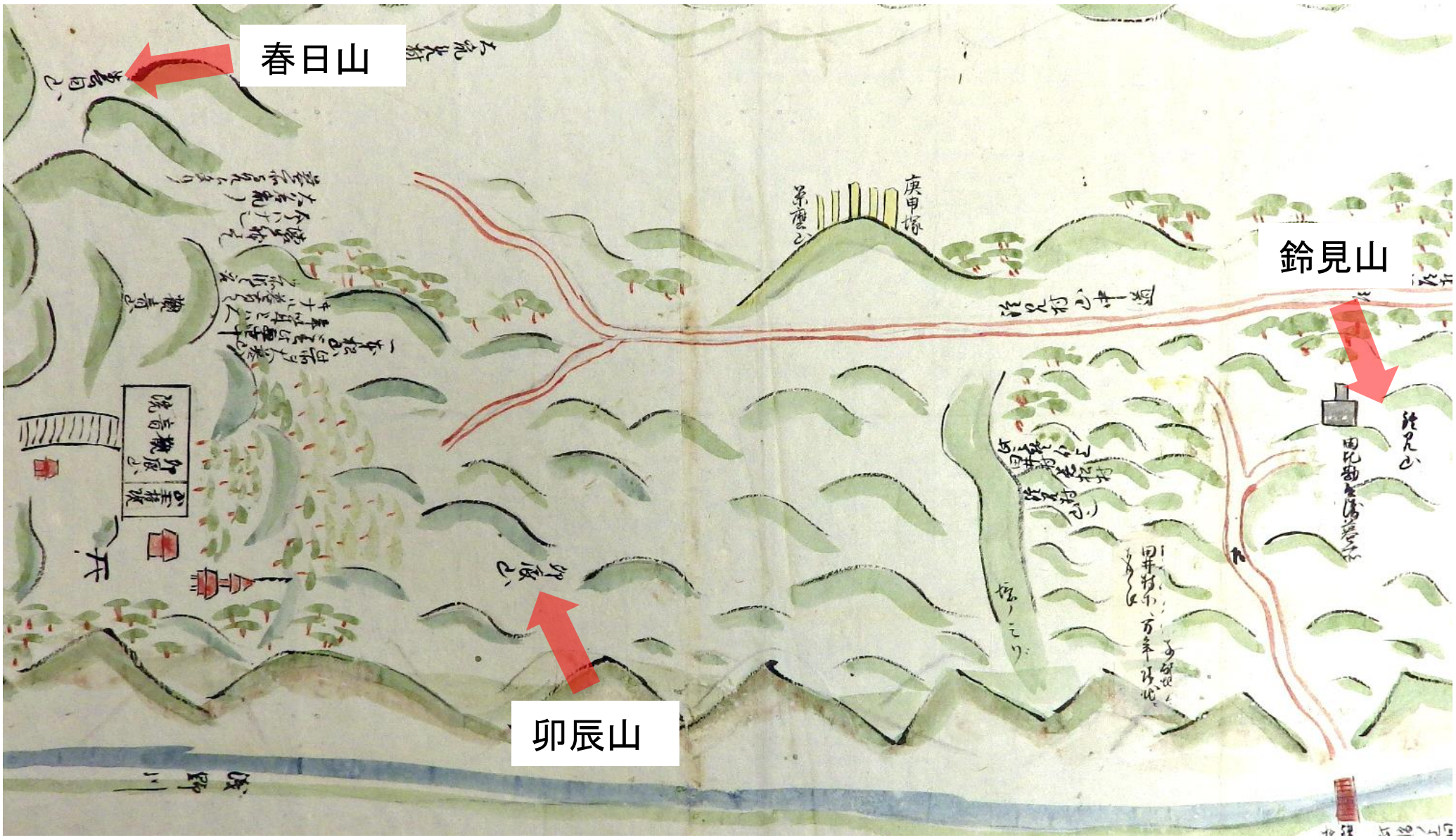

「卯辰山之図」（19.9-181）

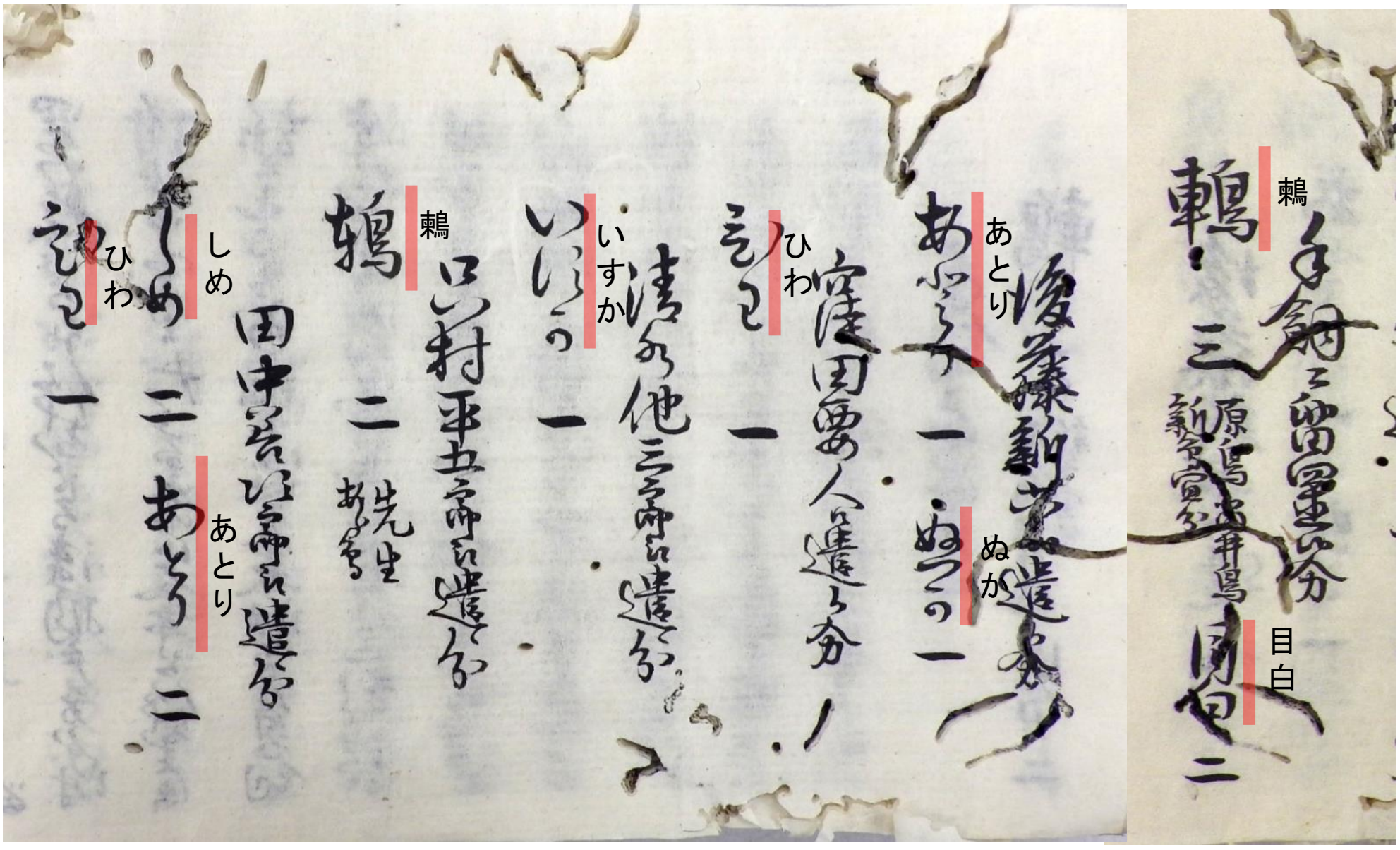

「日記」（094.0-81③）

鳥構場で捕獲した小鳥は、全て奥村栄通が飼育していたわけではなく、この史料にあるように自分で飼育する鳥以外は他の者（詳細不明）へ与えることがありました。史料から、栄通は鶫（つぐみ）を3羽、目白を2羽飼育することにし、「あとり」（アトリ）「ひわ」（鶸）などを他の者へ与えていることがわかります。

参考文献
・岡崎寛徳『鷹と将軍　徳川社会の贈答システム』（講談社、2009年）
・根崎光男『犬と鷹の江戸時代　〈犬公方〉綱吉と〈鷹将軍〉吉宗』（吉川弘文館、2016年）